

第4次 一宮市 男女共同参画計画

2024年度～2026年度



2024年3月
一宮市

はじめに

本市では、2000年3月に「いちのみやし 男女共同参画計画～男女共同参画社会の形成をめざして～」を策定以降、男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現に向けたさまざまな取り組みを進めてきました。この間、社会における女性活躍の進展や、男女の平等感、固定的な性別役割分担意識などに改善は見られるものの、いまだ十分とはいえない状況です。また、意識が高まったことにより新たな気づき生まれ、よりよい社会の実現を求められているように感じています。



2020年以降は、コロナ禍により働き方の多様化が進むなかで、女性の雇用や所得への影響、配偶者等からの暴力の増加など女性への深刻な影響もありました。他方で、2021年には育児・介護休業法が改正され、男性の育児休業取得促進のための柔軟な枠組みの創設や雇用環境整備が行われました。社会全体としての意識にも徐々に変化が見られ、在宅ワークなど働き方の多様化は、男性の家事・育児・介護への参画を促す好機ともなり、男女共同参画の重要性を改めて認識することとなりました。

本市の職員についても、男性育児休業の事前相談制度を導入するなど、積極的な取得を促した結果、2020年度に17.3%であった男性育児休業取得率が、2022年度には66.7%へと大きく上昇しました。

このたび策定しました「第4次一宮市男女共同参画計画」は、これまでの第3次計画を踏襲しつつ、現在の社会動向や国・県の計画を踏まえて見直しを行いました。「誰もが認め合い支え合い輝ける社会へ」を基本理念として、多様性を認め合い、性別にとらわれることなく自分らしく活躍できる社会の実現を目指します。

今後は、この計画に基づき、市民の皆さまをはじめ、団体・企業との連携により積極的に男女共同参画を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり市民アンケートや市民意見提出制度によりご意見をいただきました市民の皆さま、熱心にご審議いただきました一宮市男女共同参画推進懇話会委員の皆さま、ならびに関係各位に心からお礼申し上げます。

2024年3月

一宮市長 中野 正康

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定における背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	5
第 2 章 一宮市の状況	6
1 一宮市における人口・世帯等の状況.....	6
2 一宮市における分野別の状況.....	10
3 市民アンケート調査からみる一宮市の現状.....	16
4 第 3 次計画の評価.....	28
第 3 章 計画のめざす方向	30
1 基本理念.....	30
2 めざすべき姿.....	31
3 基本目標.....	32
4 計画の体系.....	33

第4章 計画の内容	34
基本目標1 多様性を認め合う男女共同参画社会実現へ向けての意識改革	34
基本目標2 あらゆる分野で誰もが活躍できる環境の整備	40
基本目標3 誰もが安全に安心して暮らせる社会づくり	50
市の率先行動	64
第5章 計画の推進	68
1 推進体制	68
2 進捗管理方法	69
3 成果指標一覧	70
参考資料	72
1 計画策定の過程	72
2 一宮市男女共同参画推進懇話会設置要綱及び委員名簿	73
3 一宮市男女共同参画推進会議設置要綱	75
4 男女共同参画社会基本法	78
5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	83
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	92
7 男女共同参画に関する年表	106
8 用語解説	111

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定における背景

(1) 世界の動き

国際連合は、1975 年を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議(メキシコ会議)を開催して「世界行動計画」を採択し、その後 10 年間を「国連婦人の 10 年」と定め、世界の国々に対し女性の地位向上のための積極的な取組を呼びかけました。

1979 年には、国連総会において、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。

1995 年には、北京で開催された「第 4 回世界女性会議」で、女性の地位向上の国際的な指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

2000 年には、国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討するためのさらなる行動とイニシアティブ(成果文書)が採択されました。

2005 年には、「国連婦人の地位委員会(北京+10)」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを目的とした、10 項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。

2010 年には、「第 54 回国連婦人の地位委員会(北京+15)」において、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する「宣言」と、7 項目の「決議」が採択されました。

2011 年には、これまで女性の地位向上を進めてきた 4 つの機関を統合して、「U N-Women」が正式に発足しました。

2012 年には、第 56 回国際婦人の地位委員会にて、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

また、2015 年には、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)が採択され、目標 5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」として明記されました。

(2) 日本の動き

日本では、1975年の国際婦人年を契機に、同年総理府(現在の内閣府)に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

1977年には、女性の地位向上に関する施策の方向、目標等を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

1985年には、「男女雇用機会均等法」の制定など国内法の整備に努めた上で、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

1999年には、男女共同参画社会の実現を促進するため基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、2000年に、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年には、配偶者からの暴力(DV)にかかる通報、相談、保護、自立支援などを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、「DV防止法」という。))」が制定されました。

2005年には、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や女性のチャレンジ支援等を盛り込んだ「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。

2007年には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

2010年には、実効性のあるアクションプランとするため、「成果指標」を設定した「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2015年には、事業主行動計画の策定を大企業の事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という。))」が成立し、同年、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点をおいた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2018年には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、国及び地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

2020年からの世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、男女共同参画の重要性を再認識するとともに、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの新しい日常の基盤となることを目指して、12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 愛知県の動き

愛知県では、「男女共同参画社会基本法」と国の基本計画の趣旨を踏まえ、2001年3月に、愛知県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されるとともに、2002年4月には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、2006年10月には「あいち男女共同参画プラン21」を改定し、2011年3月には「あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められました。

2015年3月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を受け、「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されました。

2021年3月には、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」が策定されました。

(4) 一宮市の動き

一宮市では、1967年10月の「婦人の家」開館以後、女性の就業や社会参加などの男女共同参画に関する様々な取組を進めてきました。

2000年3月には、「いちのみやし男女共同参画計画～男女共同参画社会の形成をめざして～」を策定し、この計画に基づき、市内での推進のための組織づくり、男女共同参画推進のための取組や事業を実施してきました。

2002年4月には、男女共同参画を全庁的に推進していくことを目的に、男女共同参画に関する所管を教育委員会生涯学習課から、企画部企画政策課へ変更しました。

2011年3月には、「第2次一宮市男女共同参画計画～138ハートフルプラン～」を策定しました。

2015年3月には、男女共同参画に関わる世界や国、県の動きなどの社会情勢の変化を踏まえ、「第2次一宮市男女共同参画計画(後期計画)～138ハートフルプラン～」を改定しました。また、同年9月に「女性活躍推進法」が施行されたことに伴い、2016年11月に本計画を「市町村推進計画」と位置付けるため、一部改定を行いました。

2019年3月には、「第2次一宮市男女共同参画計画」で掲げていた基本理念を引き続き継承し、女性の社会参画の促進に努めるべく「第3次一宮市男女共同参画計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、一宮市が行う施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

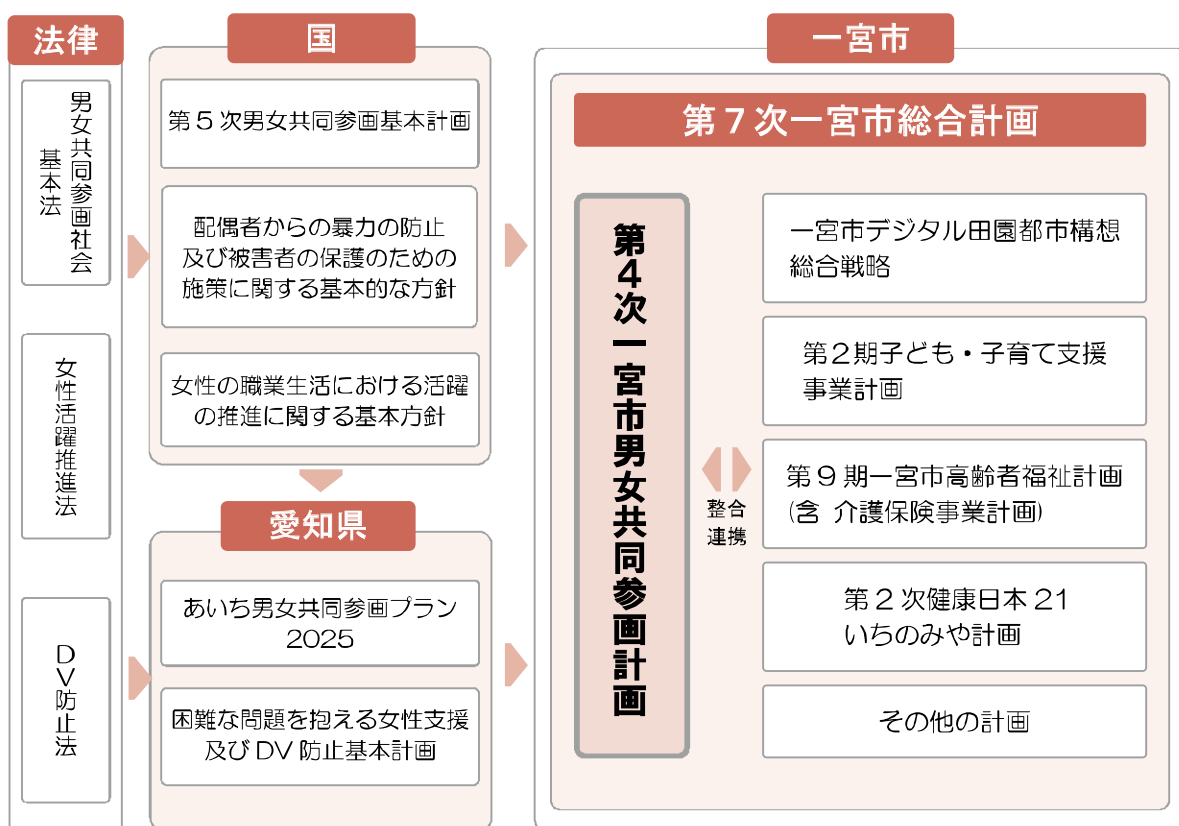
○本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「あいち男女共同参画プラン 2025」を勘案して、男女共同参画社会の促進に関する施策についてまとめた「市町村男女共同参画計画」です。

○本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についてまとめた「市町村推進計画」です。

(第4章の基本目標1、基本目標2)

○本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施についてまとめた「市町村基本計画」です。(第4章の基本目標3(4))

○本計画は、一宮市の上位計画である「第7次一宮市総合計画」や他分野の計画との整合性を図り策定するものです。



3 計画の期間

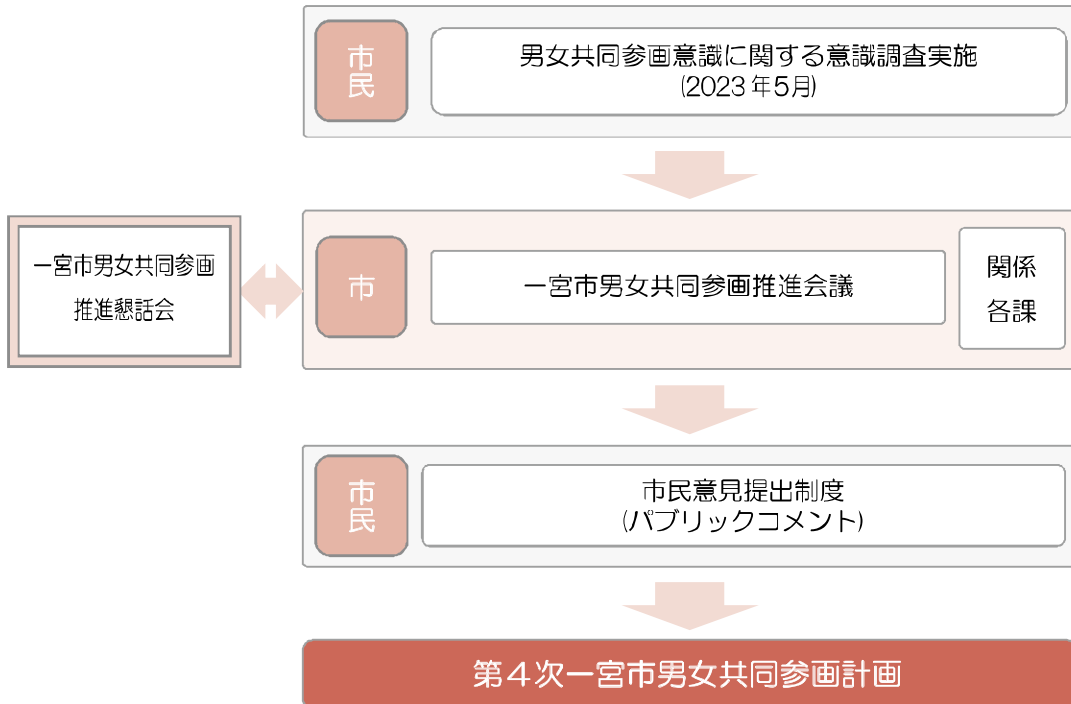
2030 年の中長期を見据えた国や県の動向や、社会情勢の変化を遅滞なく反映することができるよう、計画期間は 2024 年度から 2026 年度の 3 年間とします。

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
本市計画				第 3 次計画			第 4 次計画					
国 / 県			国：第 5 次男女共同参画基本計画 愛知県：あいち男女共同参画プラン 2025									

4 計画の策定体制

策定にあたっては、庁内関係部局で男女共同参画を推進していくために組織している「一宮市男女共同参画推進会議」及び有識者で構成される「一宮市男女共同参画推進懇話会」において審議を重ねるとともに、男女共同参画意識に関する意識調査の実施、市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施などを通じ、広く市民意見の聴取と反映に努めました。

■計画策定の流れ



第 2 章 一宮市の状況

1 一宮市における人口・世帯等の状況

(1) 人口の状況

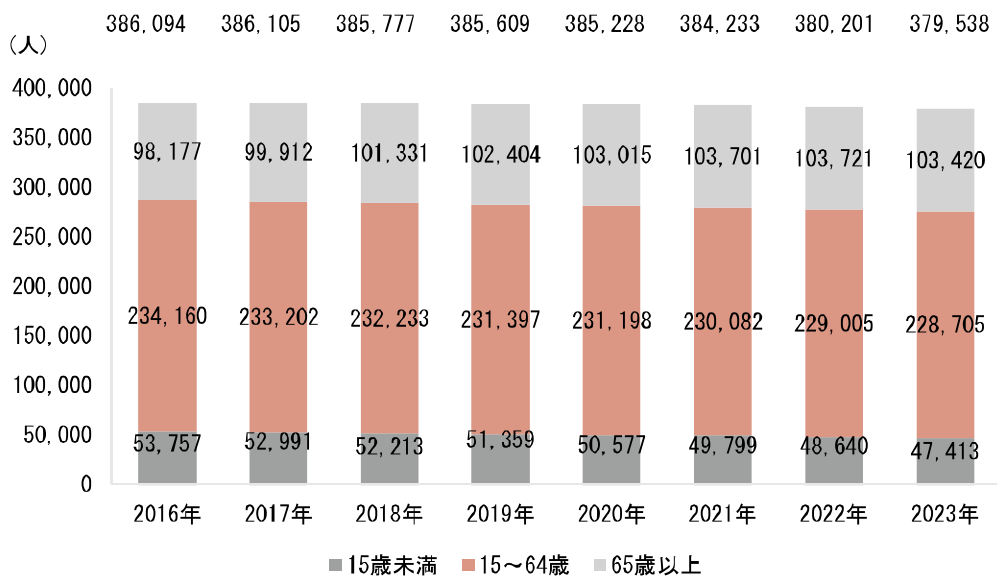
① 人口の推移

一宮市の「人口の推移」をみると、2015 年以降減少傾向となり、2023 年 4 月には、380,000 人をわずかに下回っています。

「年齢 3 区分別人口比率の推移」をみると、年少人口(15 歳未満)の割合が減少している一方、高齢者人口(65 歳以上)の割合は 27%超となり「超高齢社会」となっています。

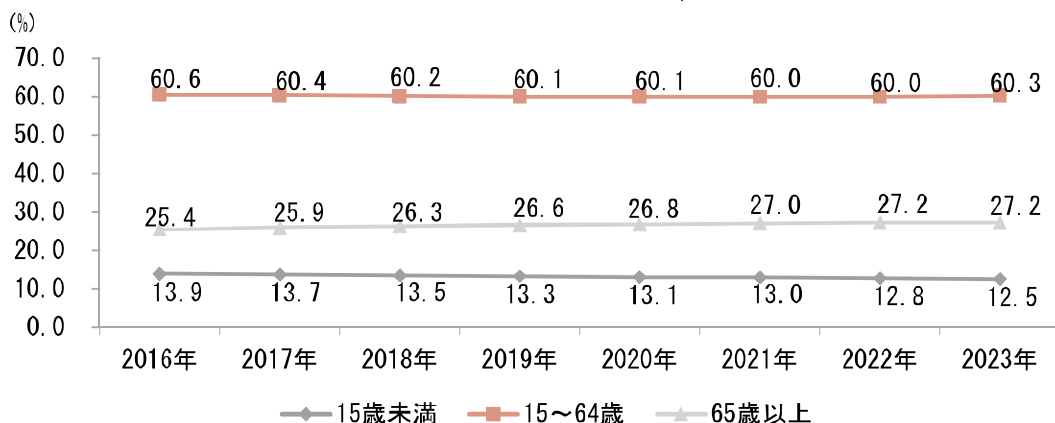
「人口ピラミッド」をみると、いわゆる団塊の世代を含む 70 歳代前半と、そのジュニア世代である 40 歳代後半～50 歳代前半の人口が多くなっています。しかし、団塊ジュニア世代の子ども世代では人口のふくらみはみられないことから、今後一層、少子高齢化の傾向が続くことが予想されます。

人口の推移



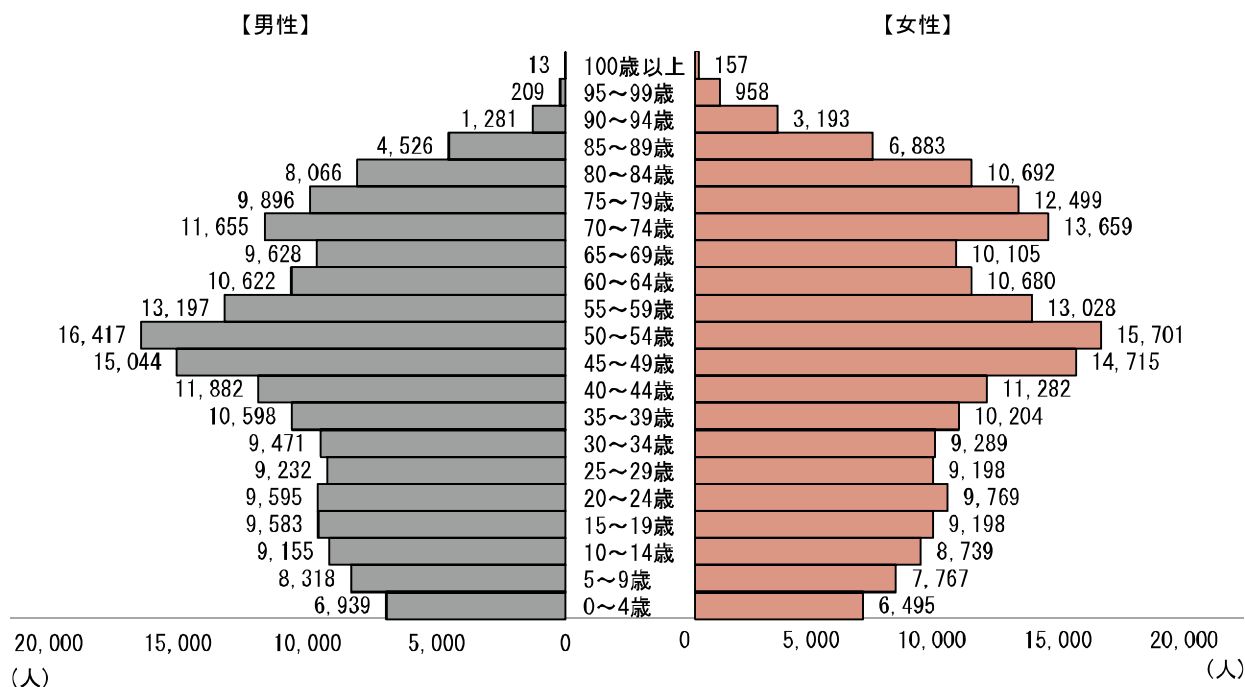
資料：住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)

年齢3区分別人口比率の推移



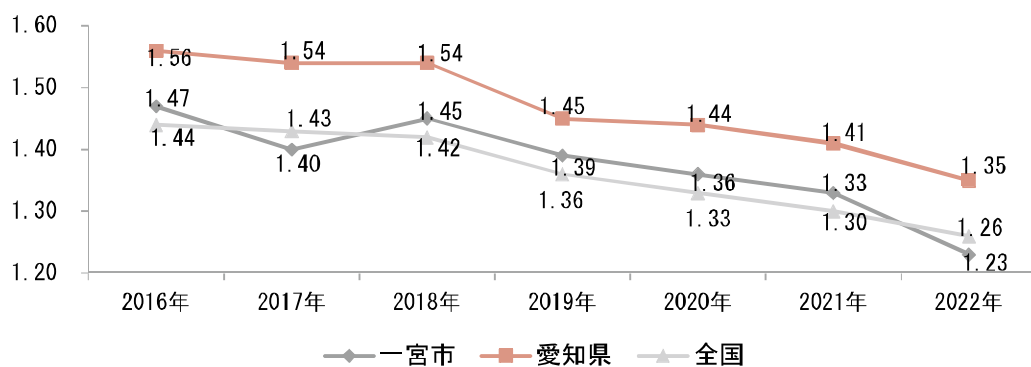
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

人口ピラミッド



資料：住民基本台帳(2023年4月1日現在)

合計特殊出生率の推移



資料：一宮市の人口動態、愛知県人口動態統計、内閣府

(2) 世帯の状況

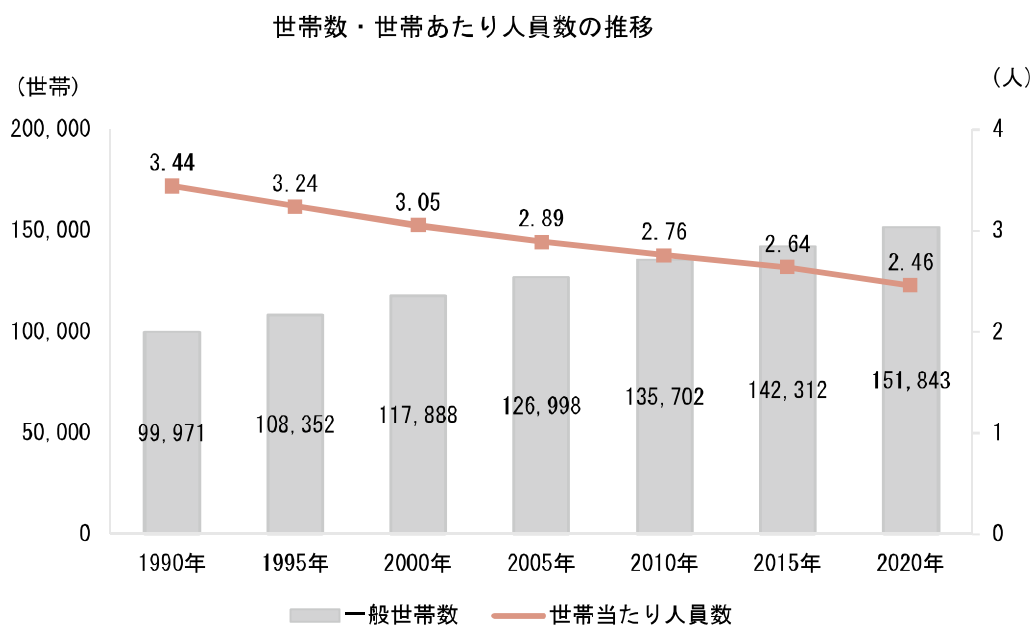
① 世帯数・世帯あたり人員数の推移

一宮市の世帯数をみると増加傾向にあります。1世帯あたり的人员数については減少しており、核家族や単独世帯といった世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

「世帯区分の推移」をみると、「夫婦のみ世帯」と「単独世帯」で特に増加率が高く、とりわけ「単独世帯」は、2010年から2020年にかけておよそ1.5倍に増加しています。

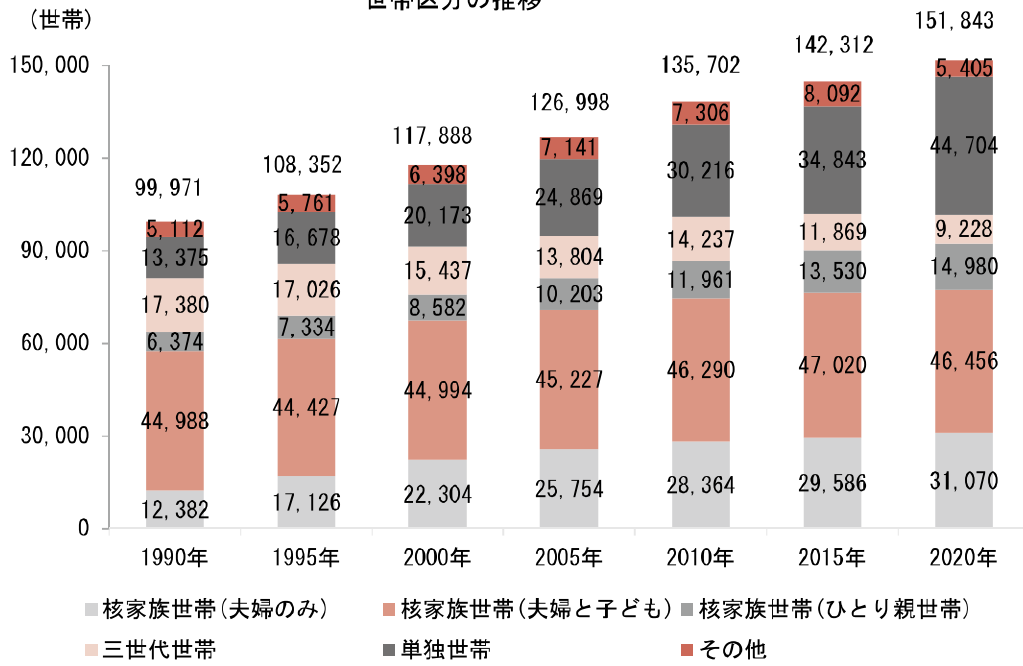
一方、「三世帯家族」は減少し、「単独世帯」や「核家族世帯」の増加、世帯人員の減少等、家族形態が多様化しています。

高齢者単独世帯数は継続して増加しており、特に2010年から2015年にかけては3,621世帯、2015年から2020年にかけては2,610世帯の増加と、直近10年の伸び率が高くなっています。



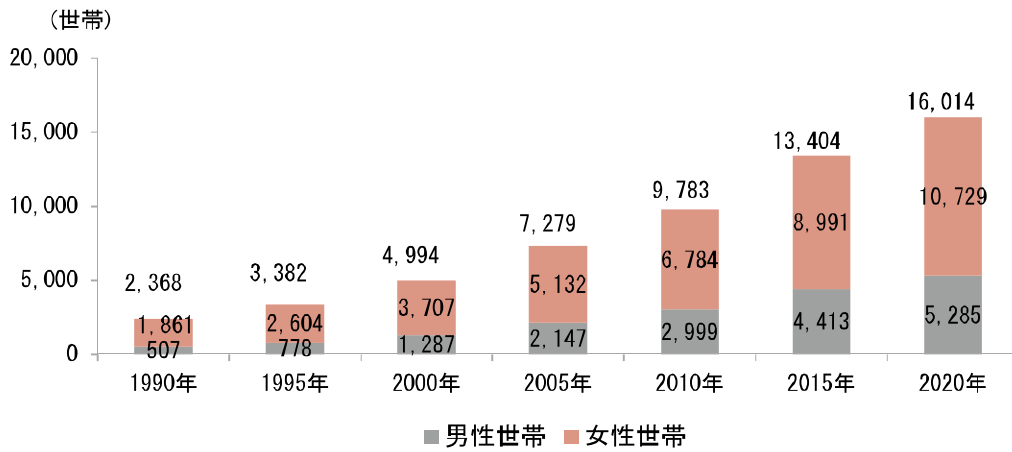
資料：国勢調査

世帯区分の推移



資料：国勢調査

高齢者単独世帯数の推移



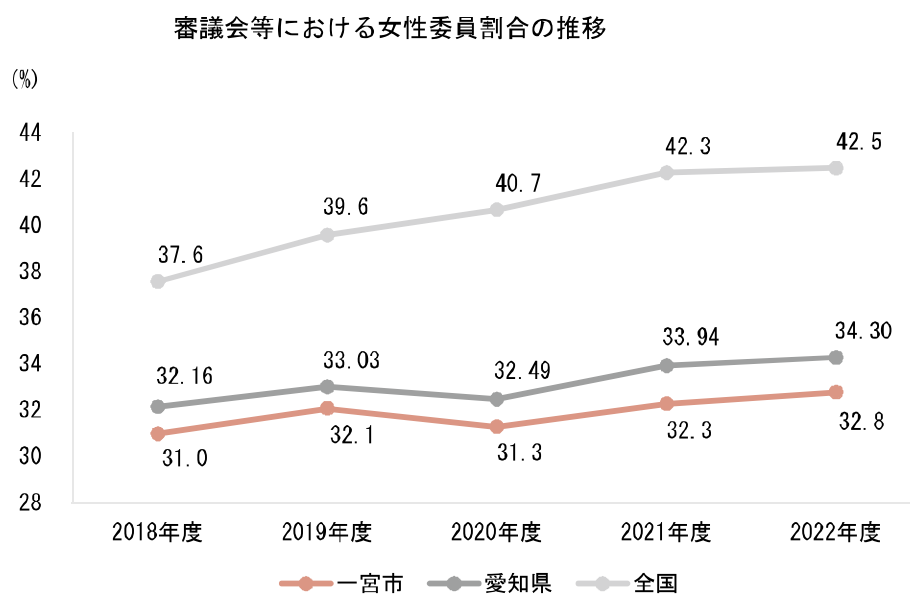
資料：国勢調査

2 一宮市における分野別の状況

(1) 政策・方針決定の場における男女共同参画の状況

○ 審議会等における女性委員割合の推移

全国調査の審議会等における女性委員割合の推移についても、女性委員の割合は上昇傾向にあります。一宮市の比率は全国、愛知県に比べ依然として低水準の傾向があります。

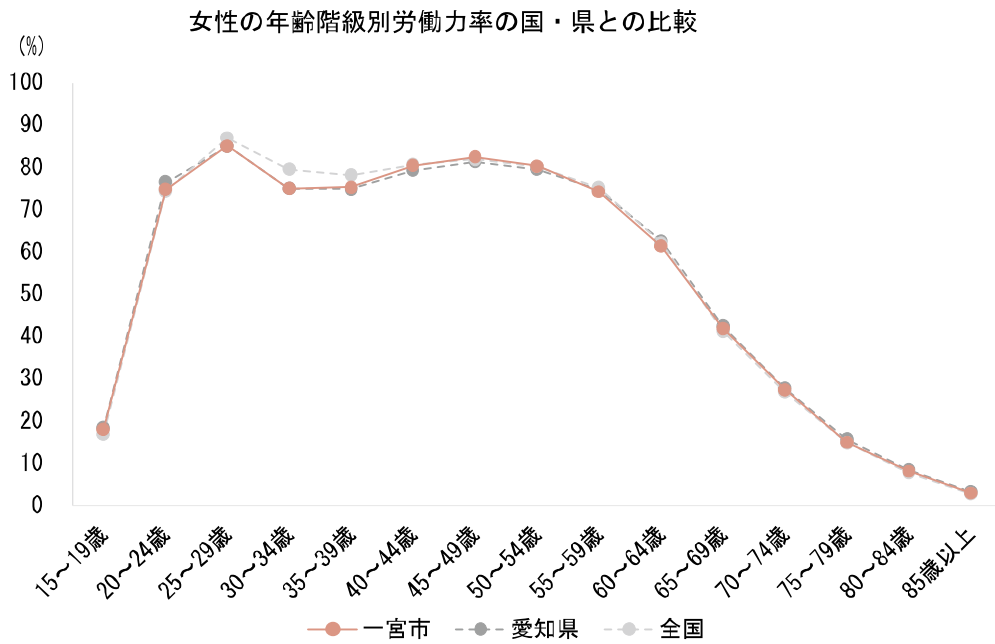


資料：一宮市：政策課、愛知県：愛知県県民文化部男女共同参画推進課、全国：内閣府資料

(2) 就業における状況

○ 女性の年齢階級別労働力率の国・県との比較

近年、「M字カーブ[※]」のM字の谷の部分は浅くなっているものの、全国・県と同様に30～34歳及び35～39歳の労働力率に落ち込みが見られます。また、一宮市は愛知県とほぼ同率で推移していますが、全国と比較すると30～39歳の年代で労働力率が低くなっています。



資料：令和2年国勢調査

※M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

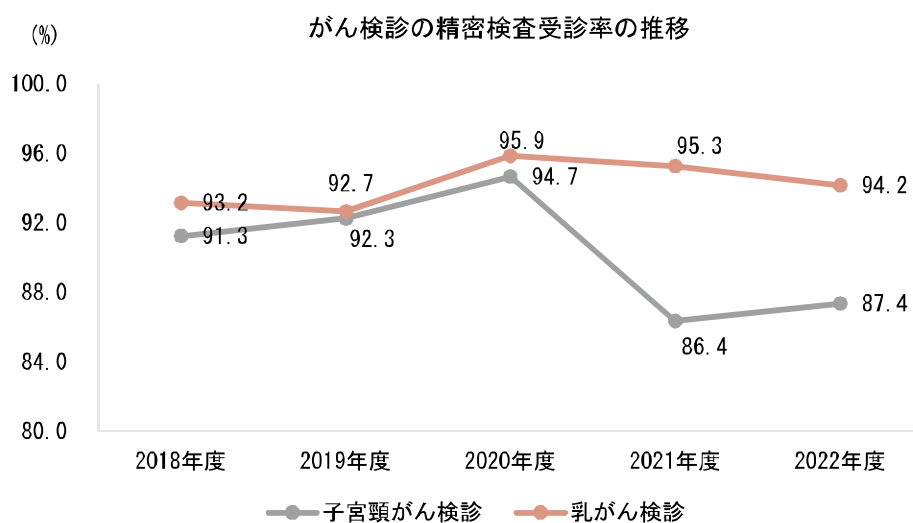


(3) 女性の健康に関する状況

① がん検診の精密検査受診率の推移

女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患等を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の配慮が求められます。

がん検診精密検査受診率の推移についてみると、乳がん精密検診は90%を超える高水準であるものの、2020年から減少しています。一方、子宮頸がん精密検査受診率は、2021年に大きく減少しています。



資料：保健総務課

② 節目骨検診の受診者数の推移

節目骨検診の受診者数は2022年度にかけて減少傾向が続いています。



※対象者は20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の節目年齢の女性
資料：健康支援課

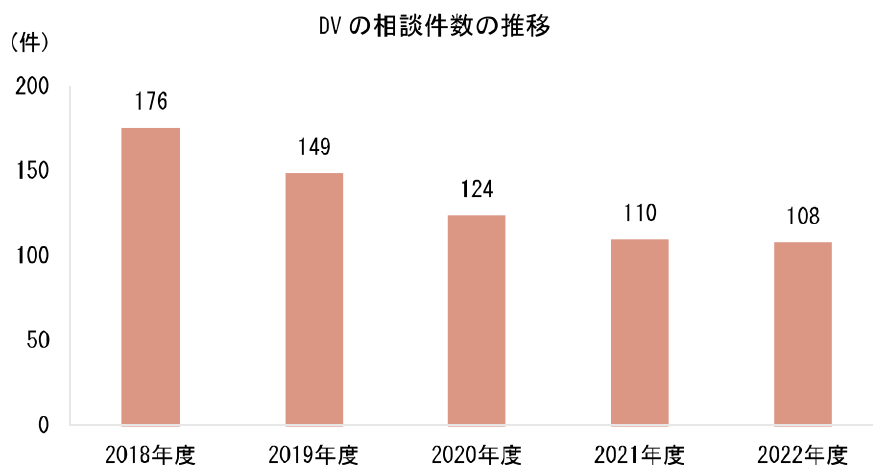
(4) 女性の暴力に関する状況

○ DVの相談件数の推移

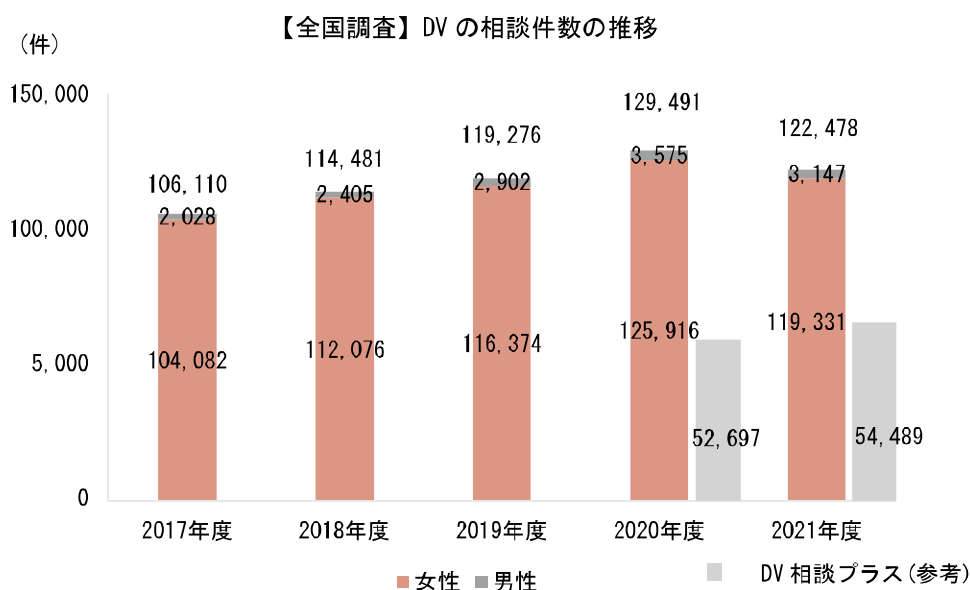
一宮市の「DVの相談件数の推移」についてみると2018年度から2022年度にかけて減少傾向にあります。

「【全国調査】DVの相談件数の推移」についてみると、2021年度には減少に転じたものの依然高水準となっています。また、2020年4月に内閣府が開設した24時間対応可能な電話、メール、SNSの相談窓口「DV相談プラス」の相談件数も一定数あることが分かります。

「【全国調査】配偶者からの被害経験」についてみると「何度もあった」「1、2度あった」を合わせた被害経験がある人の割合は女性で25.9%、男性で18.4%と女性のほうが被害にあう経験が多いことが分かります。

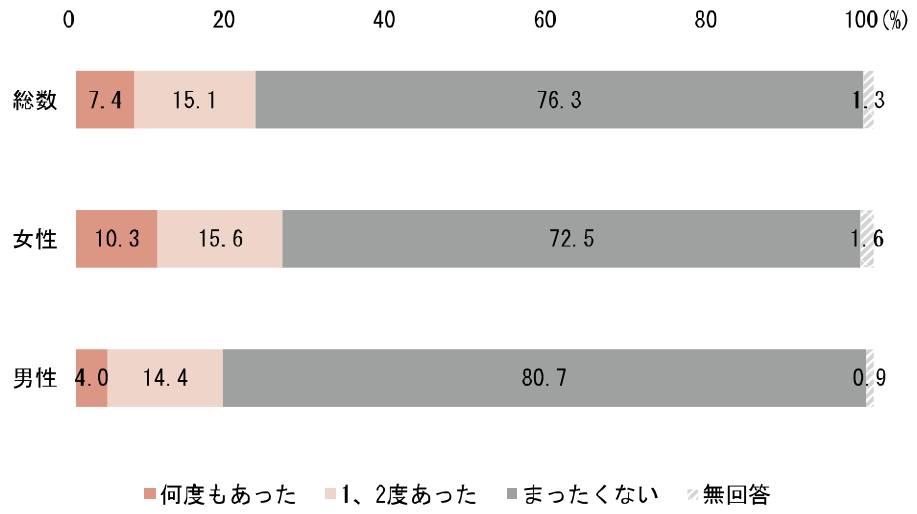


資料：子ども家庭相談課



資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」

【全国調査】配偶者からの被害経験



資料：内閣府「男女間における暴力に関する報告書(令和2年度調査)」

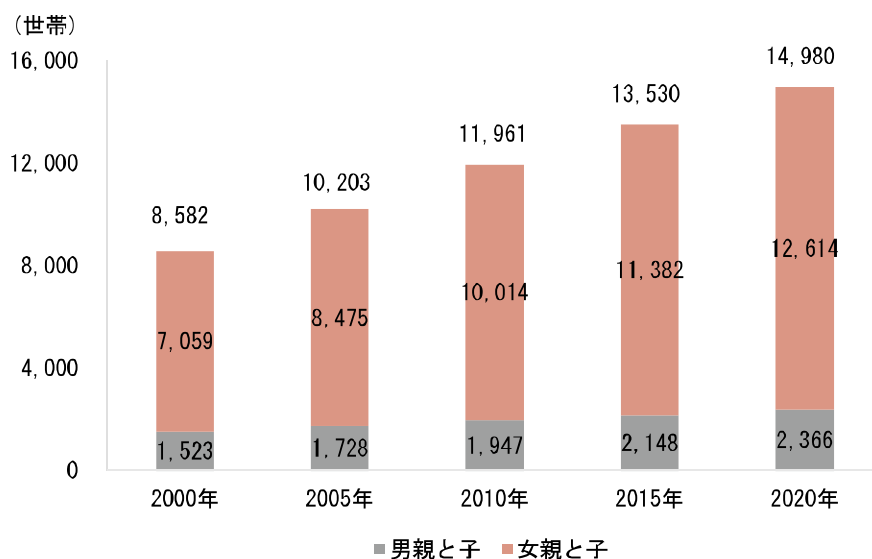


(5) 困難を抱えた人に関する状況

○ 困難を抱えた人等の推移

ひとり親世帯の世帯数は、増加の一途をたどっています。また、高齢者人口の増加に伴い、包括支援センターでの高齢者相談件数も増加傾向にあります。

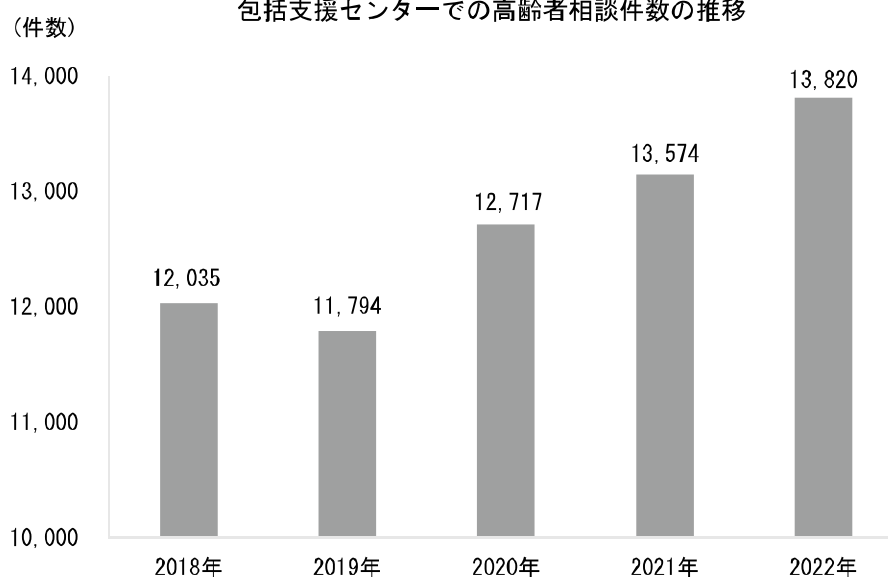
ひとり親世帯※の世帯数の推移



※男親または女親と子からなる世帯

資料：国勢調査

包括支援センターでの高齢者相談件数の推移



資料：高年福祉課

3 市民アンケート調査からみる一宮市の現状

調査概要

【調査目的】

- ・調査対象 一宮市内居住の18歳以上の男女 3,000人
- ・調査時期 2023年5月
- ・抽出方法 無作為抽出法
- ・回収方法 郵送回収またはウェブ回答

標本数	回収数			有効回収率
		有効	無効	
3,000	郵送	874	0	35.3 %
	電子申請	186	0	
	計	1,060	0	

※回答は各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示しており、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

【アンケート調査の標本誤差】

アンケート調査を行う場合、その手間や費用を考慮して全母集団から適切な数を抽出し調査するため、アンケートの回答結果に誤差を生じます。それを標本誤差といい、次の計算式によって算出できます。

$$(\text{標本誤差}) = k \sqrt{\frac{(M-n)}{(M-1)} \times \frac{p(1-p)}{n}}$$

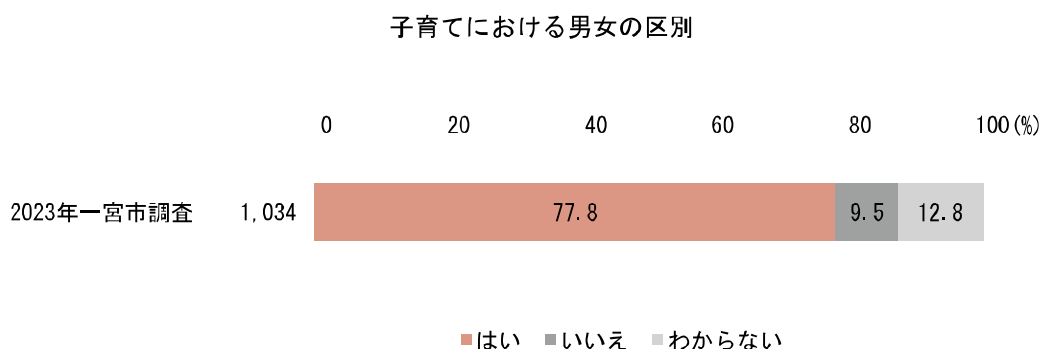
M: 母集団
 n: 有効回答数
 k: 信頼率による定数(※)
 p: 回答比率
 ※一般的に信頼率95%とすることが多く、その場合、k=1.96となる。

今回の調査においては、約380,000人の市民の方から無作為に3,000人を選んで実施して、n:有効回答数が1,060件となっており、ある設問について「はい」と回答した割合が80.0%であった場合、上記の式に当てはめて計算すると、標本誤差は約2.40%となります。約±2.40%の誤差を生じることとなりますので、その回答は(95%の確率で)77.6%~82.4%(80.0%±2.40%)の範囲内となります。

(1) 子育てにおける男女の区別

① 子育てにおける男女の区別

子どもを育てるにあたり、「男女の区別なく同じように育てたほうが良い」と思う人が全体の8割近くとなり、男らしく、女らしくのような「男女を区別して育てたほうが良い」と回答した人を大きく上回っています。



[ポイント]

男女の区別なく子育てを行う意識は浸透してきていますが、より浸透させるためには、家庭や学校など身近な暮らしの中で、男女共同参画の視点を持つよう周知していくことが重要です。

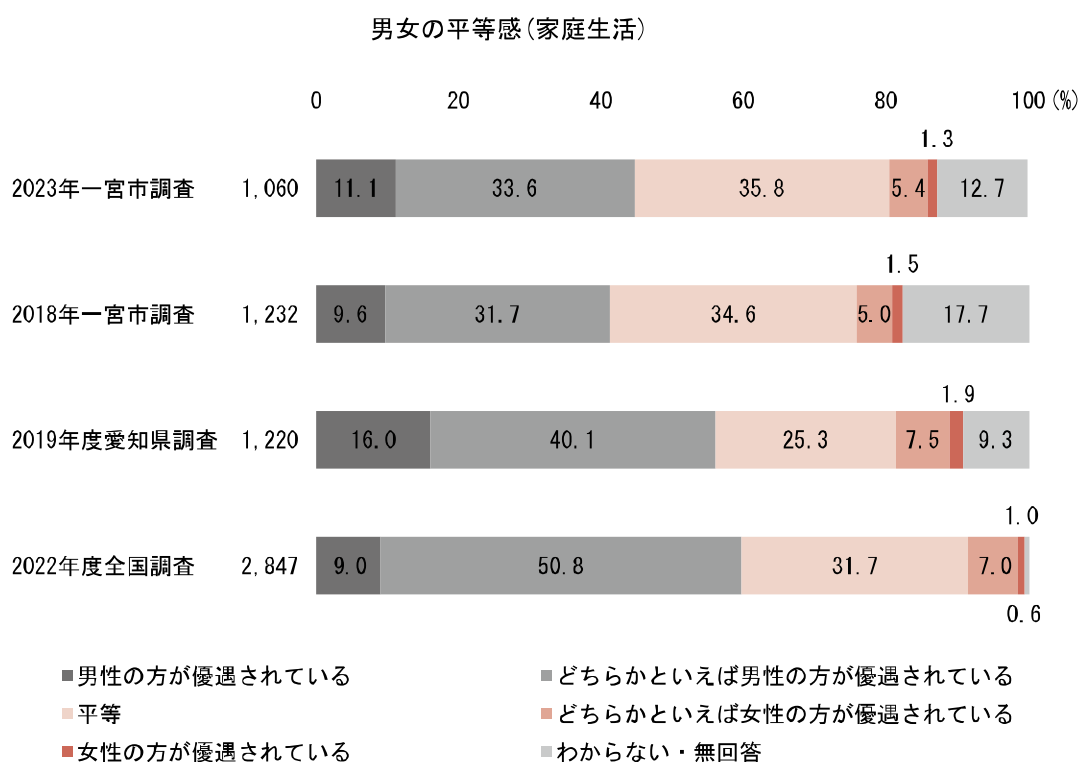


(2) 男女の平等感

①家庭生活

「男性優遇」(「男性が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」)と回答した人の割合が高く、前回(2018年)の一宮市調査時よりも増加しています。

全国調査、愛知県調査と比較すると「男性優遇」と感じている人の割合は低く、平等と感じている人の割合が高い傾向があります。



※一宮市：市民アンケート調査(2018年4月、2023年5月)

愛知県：男女共同参画意識に関する調査(2020年7月~8月)

2022年度県政世論調査(2022年7月)

全国：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(令和4年11月)」

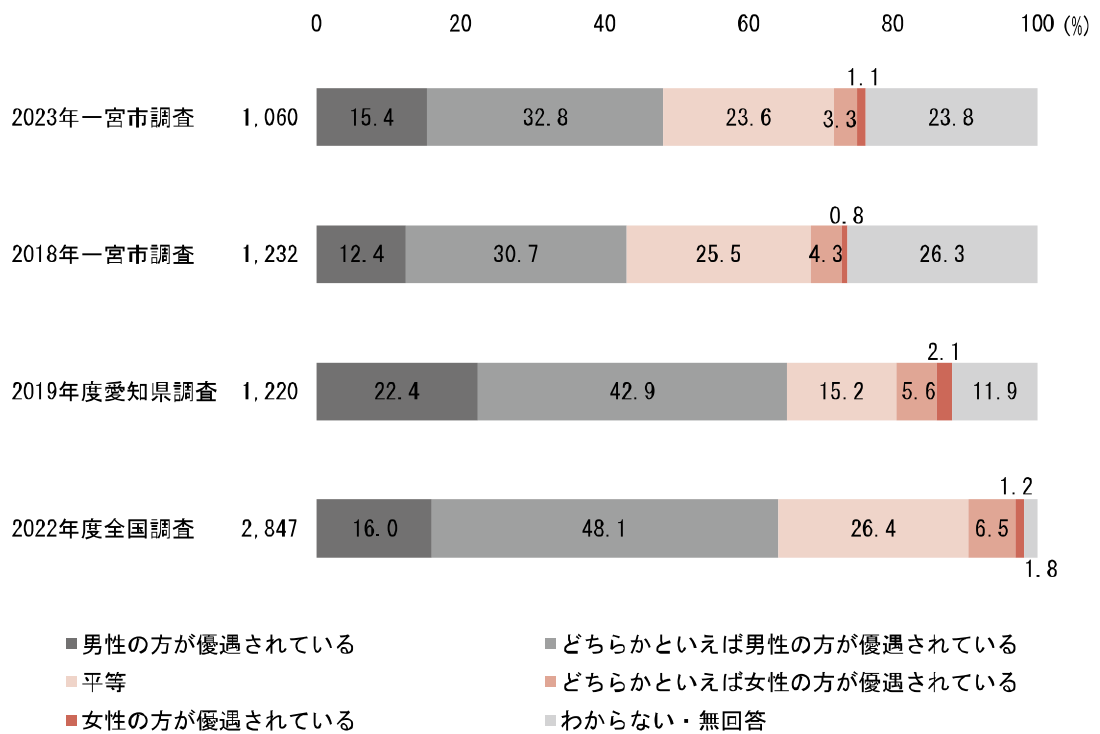
(以降、同様)

②職場

「男性優遇」（「男性が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が5割近くになっており、「平等」と回答した人の割合を大きく上回っています。

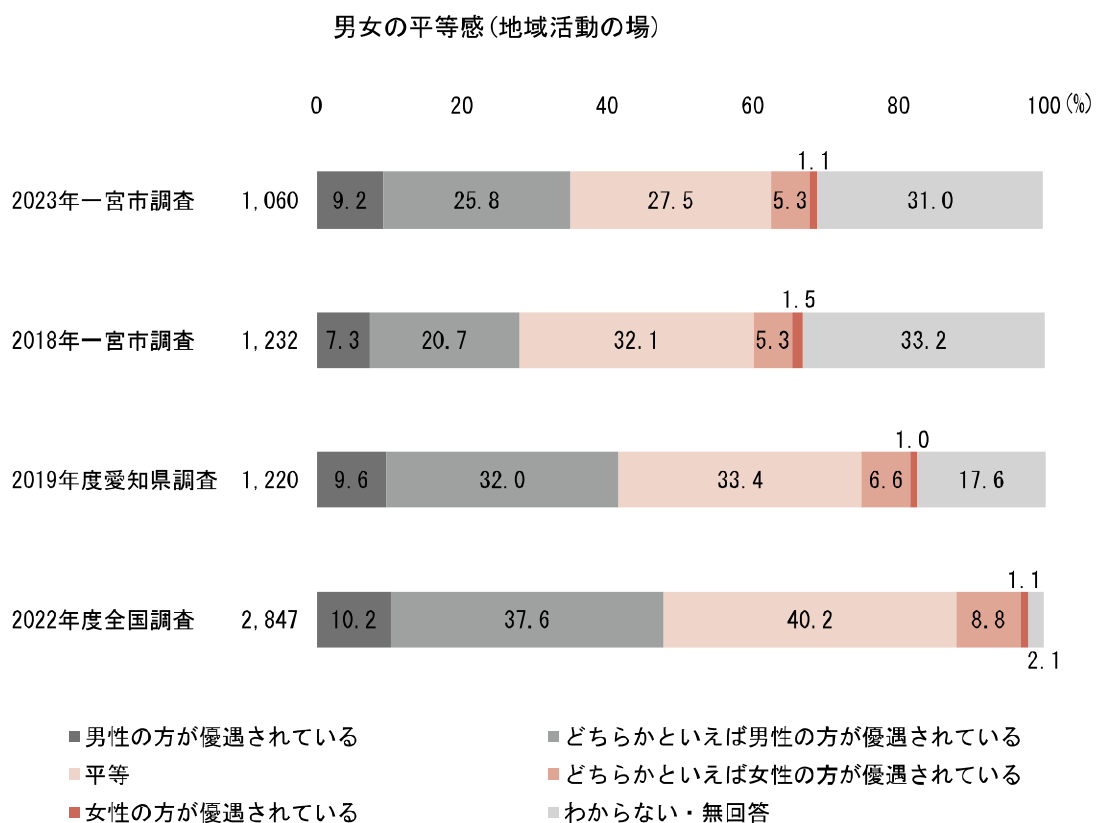
前回(2018年)の一宮市調査と比較すると、「男性優遇」と感じる人の割合が増加しています。また全国調査、愛知県調査と比較すると「男性優遇」と感じている人の割合は低く、平等と感じている人の割合が高い傾向があります。

男女の平等感(職場)



③地域活動の場

前回(2018年)の一宮市調査と比較すると、「男性優遇」(「男性が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」)と回答した人の割合が高くなり、「平等」と回答した人の割合が低下しています。全国調査、愛知県調査と比較しても、「平等」と回答した人の割合が依然として低いことがわかります。

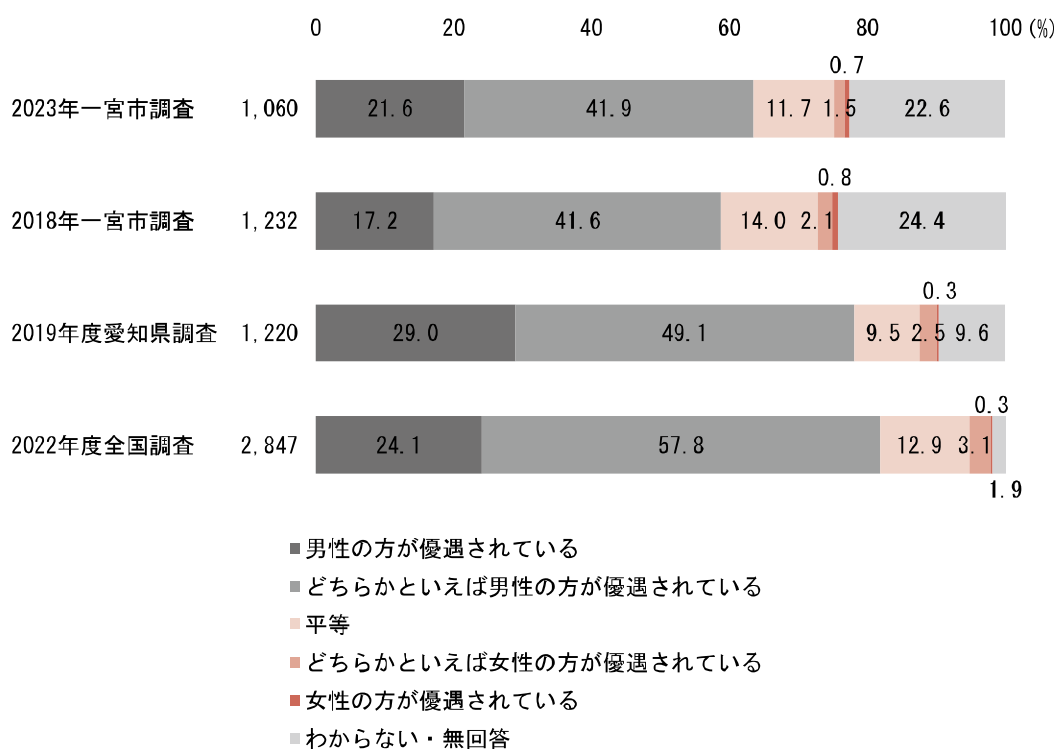


④社会通念・慣習・しきたりなど

「男性優遇」(「男性が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人の割合が6割を超え、前回調査(2018年)時より増加しています。

全国調査、愛知県調査と比較すると「男性優遇」と回答した人の割合は低い状況です。

男女の平等感(社会通念・慣習・しきたりなど)

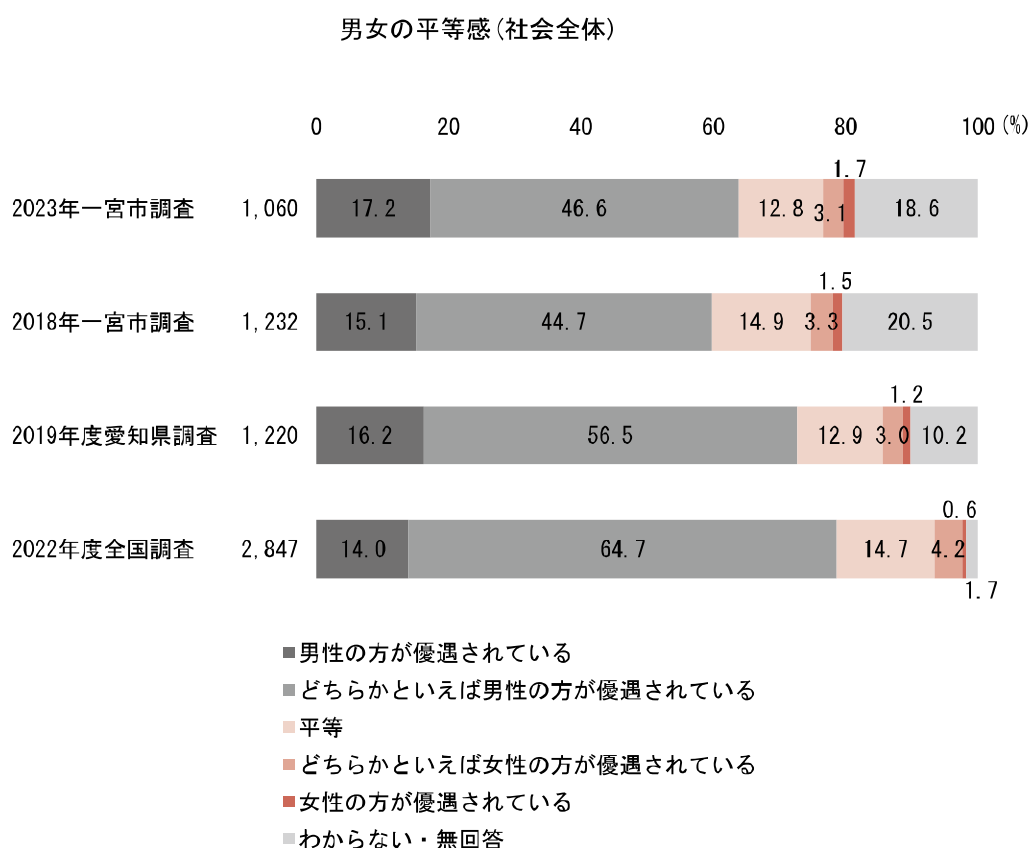


⑤社会全体

「男性優遇」(「男性が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」)と回答した人の割合が6割を超え、「平等」と回答した人の割合は1割程度と社会全体として「男性優遇」の意識は依然高い結果となっています。

前回(2018年)の一宮市調査と比較すると、「男性優遇」の意識は変化の傾向はありません。

また全国調査、愛知県調査をとおして社会全体として「男性優遇」の意識は高い傾向があります。



[ポイント]

前回調査(2018年)と比較すると社会のさまざまな場面において男性優遇感が高くなっている傾向があります。しかしながら全国、県と比較すると、男性優遇の意識は低い傾向がみられます。

一方、依然として社会通念・慣習・しきたりにおいて、また、社会全体としてみた場合には、男女の不平等感が残っている現状もうかがえます。

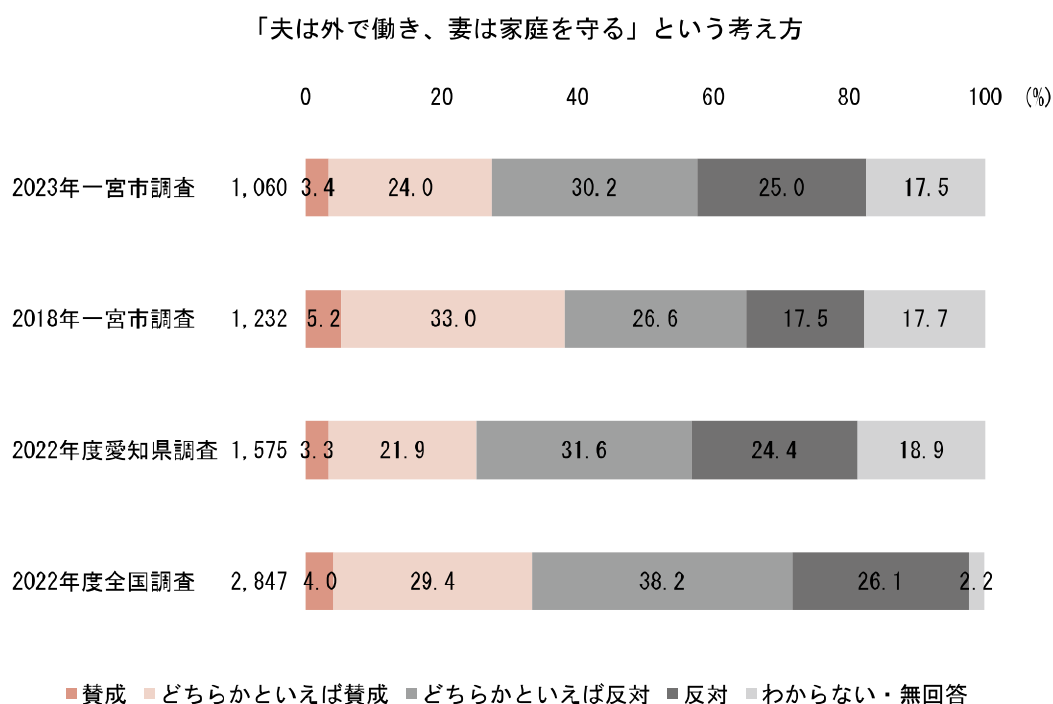
新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、男女共同参画の重要性を再認識できるよう、より一層、周知・啓発活動を進めていく必要があります。

(3) 固定的性別役割分担意識

① 「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方

「反対」(「反対」+「どちらかといえば反対」と回答した人の割合が5割を超え、「賛成」(「賛成」+「どちらかといえば賛成」と回答した人の割合を大きく上回り、前回調査(2018年)よりも「反対」の割合は増加しています。

全国調査、愛知県調査と比較すると、「反対」と回答した人の割合は低くなっています。

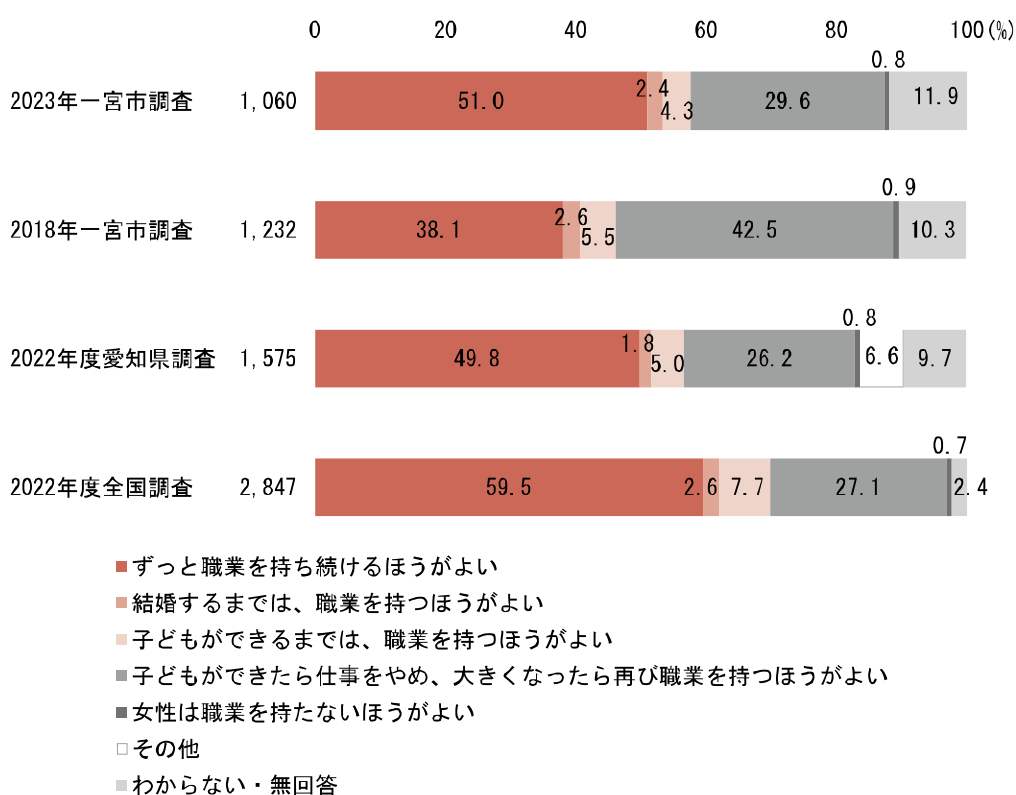


②女性が職業を持つということについて

「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と回答した人の割合が最も高く、5割を超え、前回調査(2018年)より大きく増加しています。

全国調査と比較すると、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と回答した人の割合は低くなっていますが、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と回答した人の割合は、全国調査、愛知県調査よりも高くなっています。

女性が職業を持つことについて



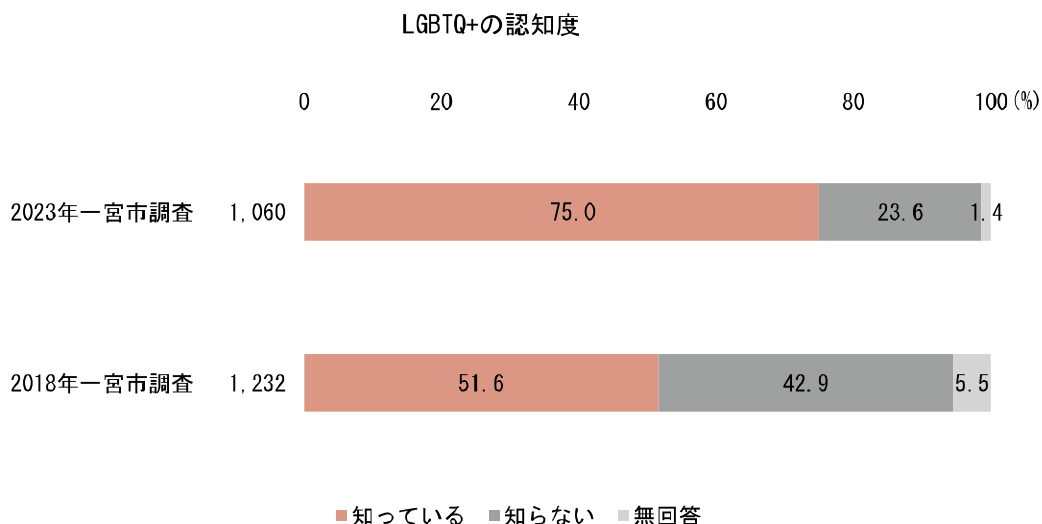
[ポイント]

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に否定的な考えを示す人や、女性が職業を持つということについて肯定的な考えを示す人の割合は、前回調査(2018年)より増加しており、固定的な性別役割分担意識は解消に向かっている現状が見受けられます。しかし、全国調査と比較すると固定的な性別役割分担意識を持つ人の割合は依然として高く、引き続き啓発が必要と考えられます。

(4) 性的少数者 (LGBTQ+等)

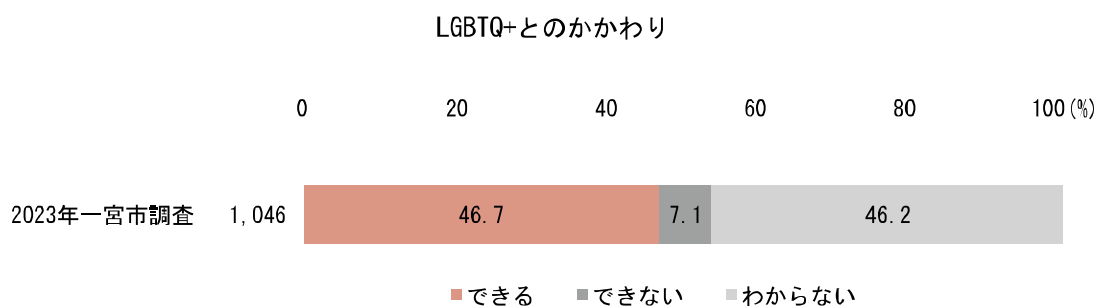
①性的少数者(LGBTQ+)の認知度

「知っている」と回答した人の割合が7割を超え、前回調査(2018年)と比較しても「知っている」と回答した人の割合は大きく増加しています。



②性的少数者(LGBTQ+)とのかかわり方

身近な方が当事者だった場合に、これまでと変わりなく接することが「できる」と回答した人の割合が「できない」と回答した人の割合を上回っている反面、「わからない」と回答した人の割合が「できる」と回答した人の割合と同数程度となっています。



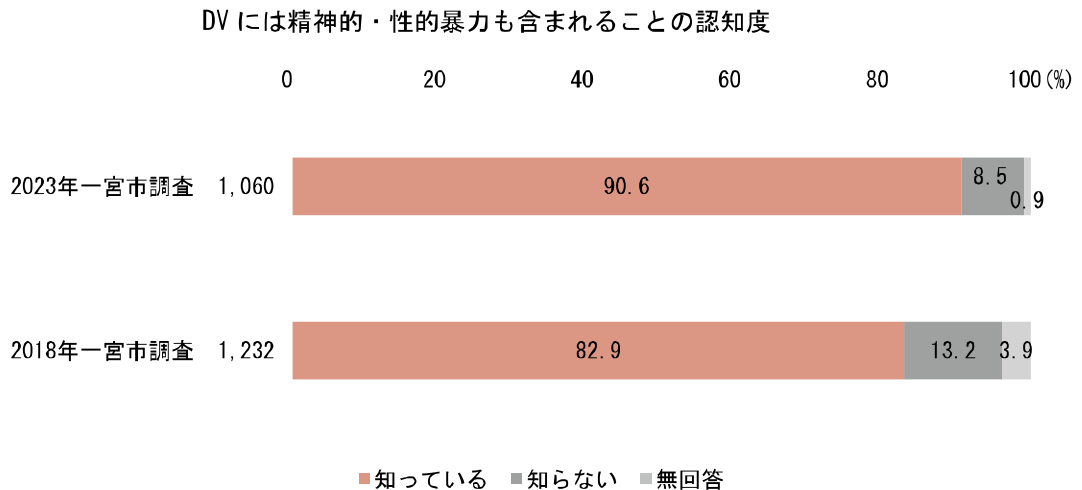
[ポイント]

LGBTQ+という言葉の認知度は高まっていますが、自分事として捉えるためには、引き続き理解促進のための啓発などが必要と考えます。

(5) DV (ドメスティックバイオレンス)

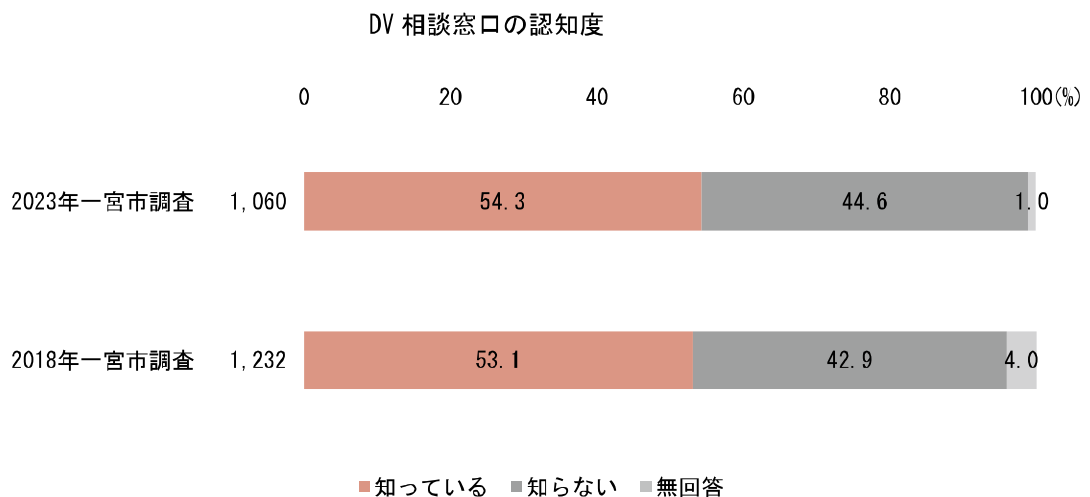
①暴力の概念に関する認知度

「知っている」と回答している人が9割を超え、前回調査(2018年)と比較しても増加しています。



②DV相談窓口の認知度

前回調査(2018年)と比較してほとんど差異がなく、「知っている」と回答した人の割合が5割程度に留まっています。



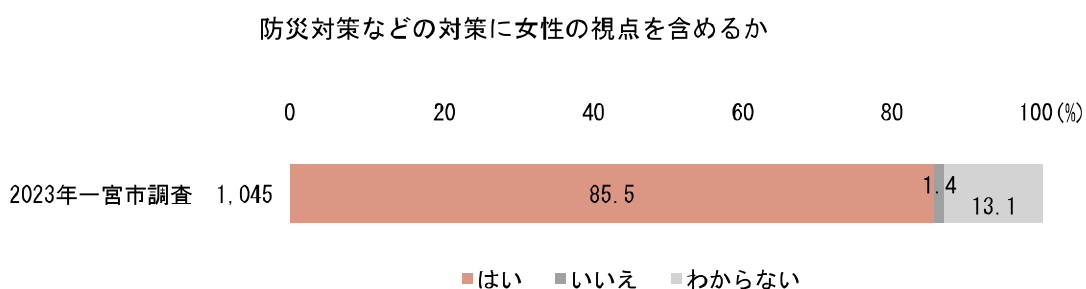
[ポイント]

DVに関する知識は浸透していますが、相談窓口の認知度は半数程度で変わっておらず、一層の周知が必要と言えます。

(6) 防災の取組

○防災対策などの女性の視点

防災対策などに女性の視点を含めた方がよいとする回答が8割を超え、防災分野においても男女共同参画の必要性が認識されています。



[ポイント]

多くの市民が防災分野での男女共同参画の必要性を感じています。一層の推進を図り、平常時から多様な視点を取り入れた体制作りが重要です。



4 第3次計画の評価

成果指標の達成状況

「第3次一宮市男女共同参画計画」の5つの基本目標における19指標のうち、「目標達成」は6指標、「改善傾向」は4指標、「停滞」は9指標となっており、男女共同参画が十分に推進されているとは言い難い状況です。

成果指標	基準値	現状値	目標値	達成状況
	2018年 (策定時)	2023年 (最終年)	2023年 (目標年)	
基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上				
社会において男女の地位が平等と感じている人の割合(%)	16	13.3	20	停滞
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合(%)	39	27.7	30	改善傾向
基本目標2 女性の活躍できる環境づくり				
男女差なく働けると感じる人の割合(%)	72.1	66.9	80	停滞
就職を希望する女性の就職率(%)	5.6	4.3	9	停滞
男性の育児休業取得率(%)	7.9	33.3	14	目標達成
女性の育児休業取得率(%)	94.4	87.5	100	停滞
待機児童が発生している学校区数(校区) 【放課後児童クラブ】	7	0	4	目標達成
基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進				
家庭において男女の地位が平等と感じている人の割合(%)	36.9	37.1	45	停滞
町会長の女性比率(%)	6	8.9	10	改善傾向
審議会等委員への女性登用率(%)	31	32.8	40	改善傾向
市職員における女性管理職の割合(%)	22	26.7	25	目標達成
公立小中学校の教員における女性管理職の割合(%)	15.3	21	17	目標達成
消防吏員の女性の人数(人)	3	8	6	目標達成

成果指標	基準値	現状値	目標値	達成状況
	2018年 (策定時)	2023年 (最終年)	2023年 (目標年)	
基本目標4 誰もが安心して暮らせる社会づくり				
健康に暮らしていると感じる人の割合 (女性)(%)	76.8	76.1	81	停滞
子宮頸がん検診受診率(%)	13.5	14	50	停滞
乳がん検診受診率(%)	16.2	15.5	50	停滞
性的少数者(LGBT等)について知っている人の割合(%)	54.6	76.1	90	改善傾向
基本目標5 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶				
DVを理解している人の割合(%)	86.2	91.4	90	目標達成
DVに関する相談窓口を知っている人の割合(%)	55.3	54.9	75	停滞

※アンケート調査結果に関わる基準値、現状値は、無回答を除いた数値となっています。

【第3次計画での主な課題】

- どの場面においても男女の地位の平等感は停滞している。
- 各分野で活躍する女性の割合は増加傾向にあるが、国が掲げる目標値までには達していない。
- 健康に暮らしていると感じている人の割合、検診率が停滞している。
- DVに関する相談窓口についての周知が進んでいない。



第 3 章 計画のめざす方向

1 基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、国の最重要課題の一つと位置付けられています。

「男女共同参画社会基本法」では、この男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することが目的とされています。

また、第7次一宮市総合計画において、男女共同参画に関連する施策として、「女性の活躍できる環境づくり」を掲げています。

本市はこれらの考えをふまえ、家庭や職業生活、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や女性の社会参画の促進に一層努めなければなりません。

本計画においては以下の基本理念を掲げ、第3次計画を踏襲しつつ、多様性に富んだ男女共同参画社会の実現をめざします。

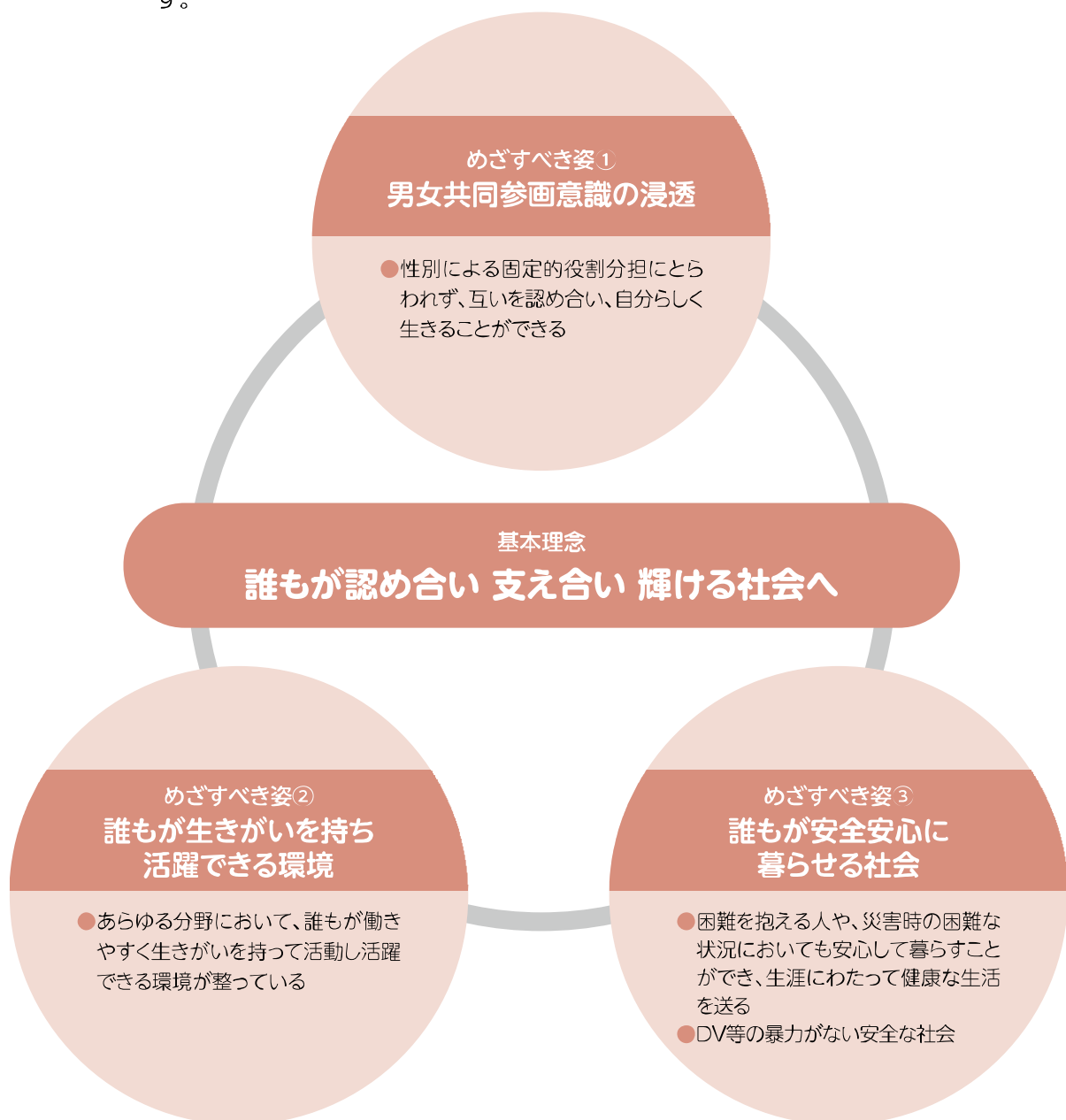
《基本理念》

誰もが認め合い 支え合い 輝ける社会へ

2 めざすべき姿

この計画では、第3次一宮市男女共同参画計画の進捗状況や、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、次の3つの「めざすべき姿」を掲げます。

これらのめざすべき姿を実現することが、この計画の基本理念の実現につながります。市はもちろん、個人や家庭、町内会を始めとする地域、民間の企業や団体、学校などが、それぞれの役割を認識し、責任を果たしながら、相互に協力して主体的に男女共同参画に寄与していくことが大切です。



3 基本目標

基本理念とめざすべき姿を実現するために、この計画の基本目標を次のとおり、設定します。

基本目標1 多様性を認め合う男女共同参画社会実現へ向けての意識改革 (一宮市女性活躍推進計画)

性別による固定的な役割分担意識を改革するとともに、多様性に富んだ男女共同参画社会についての意識づくりと教育の充実を進めます。

基本目標2 あらゆる分野で誰もが活躍できる環境の整備 (一宮市女性活躍推進計画)

誰もが働きやすい環境の整備や働き方の見直しを推進するとともに、あらゆる分野において個々に十分に能力を発揮し、活躍できるよう支援を進めます。

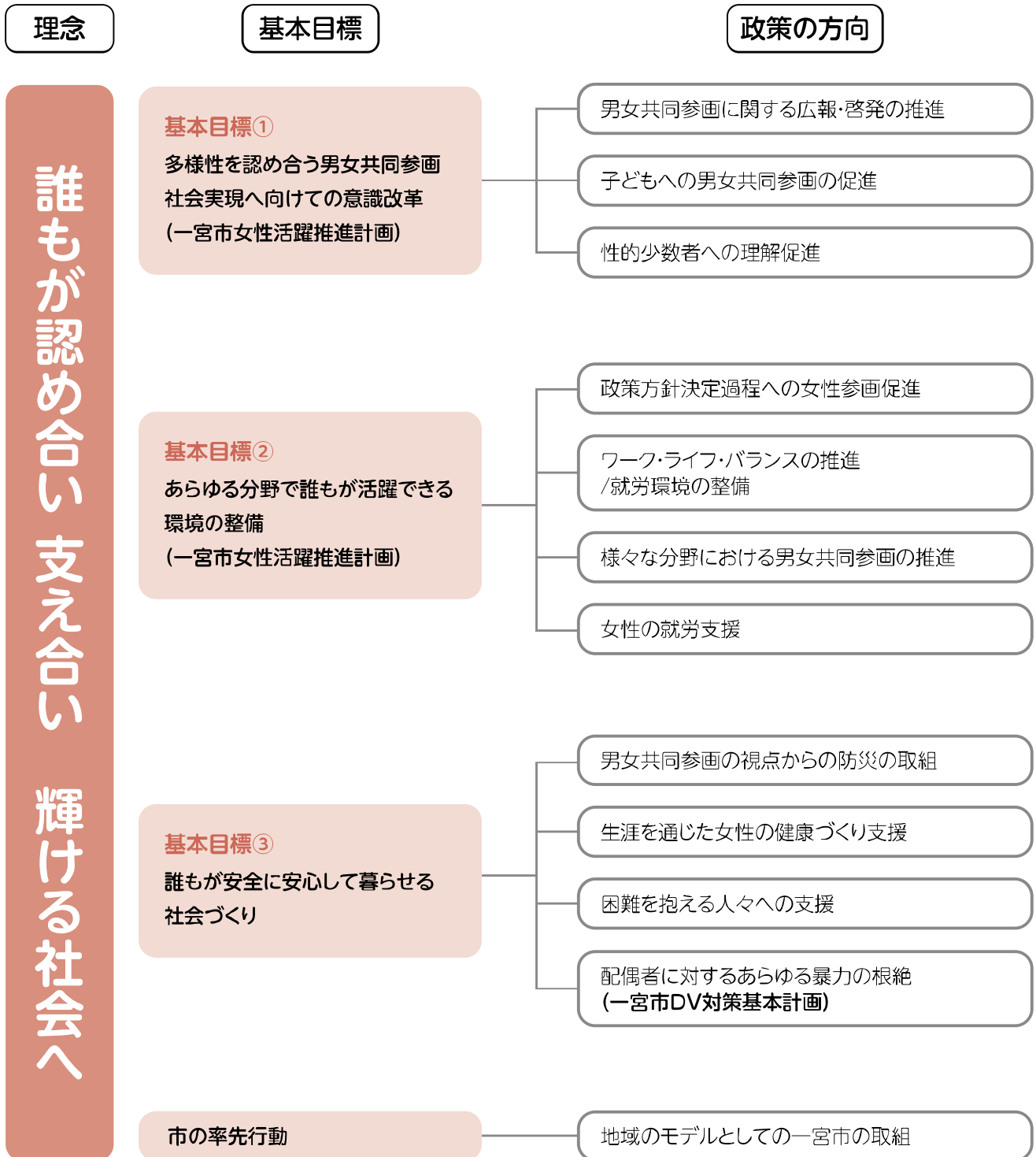
基本目標3 誰もが安全に安心して暮らせる社会づくり

様々な困難に直面する人々への自立と安定のための支援や、生涯にわたる健康づくりを支援するとともに、災害時においても誰もが安心できる体制づくりを進めます。

配偶者等に対するあらゆる暴力を根絶し、被害者への適時適切な対応ができる相談・支援体制を整えるよう取組を進めます。

(一宮市DV対策基本計画)

4 計画の体系



*男女共同参画社会の実現に向け、市民、事業所、地域、団体と広く連携していくなかで、男女共同参画のモデルとなるよう、市として率先的に取り組む行動を掲載します。

第4章 計画の内容

基本目標 1

多様性を認め合う男女共同参画社会実現へ向けての意識改革

(一宮市女性活躍推進計画)

指標

	成果指標	基準値 (2023年度)	目標値 (2026年度)
1	社会全体において男女の地位が平等と感じている人の割合	13.3%	30.0%
2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合	27.7%	21.0%
3	性的少数者(LGBTQ+)について知っている人の割合	76.1%	90.0%

※成果指標の基準値は、アンケート調査結果に基づいていますが、無回答を除いて算出しています。

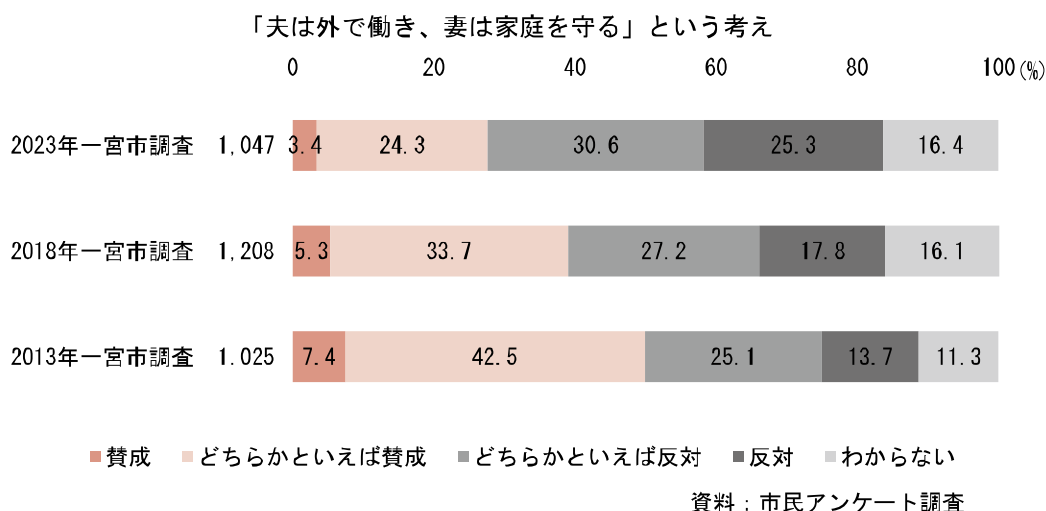
(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

現状と課題

市民アンケート調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合は10年前、5年前の調査に比べ大きく減少しており、固定的な性別役割分担意識は徐々に解消されつつあることがうかがえます。一方で、社会全体における性別による不平等感はいまだ強く残っており、男女共同参画意識が十分に浸透しているとは言い難い状況にあります。

固定的な性別役割分担意識は、個人の可能性を狭めてしまうことにもつながり、男女共同参画社会の実現を阻む根深い要因であると言えます。

誰もが個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現には、市民の正しい知識と必要性の理解が不可欠です。



※第4章のグラフは無回答を除いて算出しており、「第2章 3 市民アンケート調査からみる一宮市の現状」のグラフの数値とは異なります。

施策の方向

市民が男女共同参画社会について共通した認識を持ち、その実現に向けて一人ひとりが意識を高く持てるよう意識啓発に努めます。関連機関との連携を図りつつ、ウェブサイトを中心とした各種媒体や情報紙による情報提供や、男女共同参画に関連した講座等の開催により啓発活動に取り組みます。

○ 広報紙・情報紙の発行等

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画情報紙の発行	情報紙「いーぶん」を発行し、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	政策課
各種媒体を通じた啓発	ウェブサイト、広報紙、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課
出前講座	市民などの希望により、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	政策課

○ 講座・イベント等の実施

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画セミナー	男女共同参画に関する理解・認識を深めるためのセミナーを開催します。	政策課
男女共同参画に関するイベント等の実施	男女共同参画に関するイベントや啓発のためのパネル展示を行います。	政策課

○ 市職員に対する啓発・研修

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画ガイドラインの作成、配付	職員向け男女共同参画ガイドラインを作成し、新入職員に配付するとともに、全職員に周知します。	政策課
男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画について、職員の意識浸透と理解のための研修を充実させます。	人事課

○ 資料の収集と市民への提供

事業の項目	内 容	担当課
資料の収集と提供	国・県などが発行する男女共同参画に関する資料や情報を収集し、市民に提供します。	政策課

○ 学びやすい環境づくり

事業の項目	内 容	担当課
各種講座等での託児	各種講座等にて、受講者の希望により託児を実施します。	関係各課

○ 男女共同参画の図書の実

事業の項目	内 容	担当課
図書や資料の提供	男女共同参画に関する図書や資料の充実を図ります。	図書館管理課
男女共同参画に関する図書の展示	男女共同参画週間に関連図書の紹介、展示などを行います。	図書館管理課

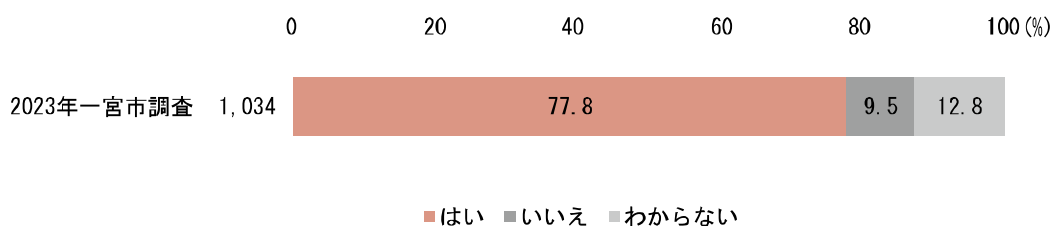
(2) 子どもへの男女共同参画の促進

現状と課題

市民アンケート調査では、77.8%が「男女の区別なく同じように育てたほうがよい」と回答しており、性別にとらわれることなく、一人ひとりが個性と能力を伸ばし、学ぶことができる環境が求められています。

また、日常のさまざまな場面で溢れている無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は、時に価値観を押し付けたり、可能性を狭めてしまうことにもつながります。子どもの頃から男女共同参画についての理解を深め、自分自身や周りの人を認め合いながら健やかに成長できるよう、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

男女区別なく育てたほうがよいと思う



資料：市民アンケート調査

施策の方向

学校教育の中で、人権の尊重や男女共同参画の視点を持った学びや学校生活を送ることができるよう、指導の充実を図ります。また、教員等に対しては、男女共同参画に対する理解を深めるための研修等を実施します。

無意識の思い込みにとらわれず、一人ひとりが自分らしい生き方ができるよう、キャリア教育を推進します。

○ 男女共同参画意識の定着

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画に関する作品募集	小中学生への作品募集を通して、男女共同参画についての理解と関心を深める啓発を行います。	政策課
名簿作成上の配慮	名簿を作成する上で男子が優先との印象を与えないよう配慮します。	学校教育課
教員に対する男女共同参画意識の向上	男女共同参画に関する研修会への参加を促進します。	学校教育課
学校図書室における関係図書の充実	男女平等、人権についての児童生徒向けの図書の充実を図ります。	学校教育課

○ キャリア教育の推進

事業の項目	内 容	担当課
キャリア教育の推進	職場体験等を通して、男女の区別なく、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことができるよう、健全な職業観、勤労観を育成します。	学校教育課

○ 子育て観の形成

事業の項目	内 容	担当課
赤ちゃんふれあい体験	赤ちゃんとふれ合ったり、母親から赤ちゃんとの生活などの話を聞かせてもらいます。	保育課

○ 年齢に応じた健康教育・性教育の推進

事業の項目	内 容	担当課
社会の状況と発達段階に応じた効果的な性教育の充実	「特別活動」の年間計画の中に「性教育」の時間を位置づけ、全小中学校全学年において実施します。	学校教育課

○ 男女共同参画の視点を持った道徳教育の推進

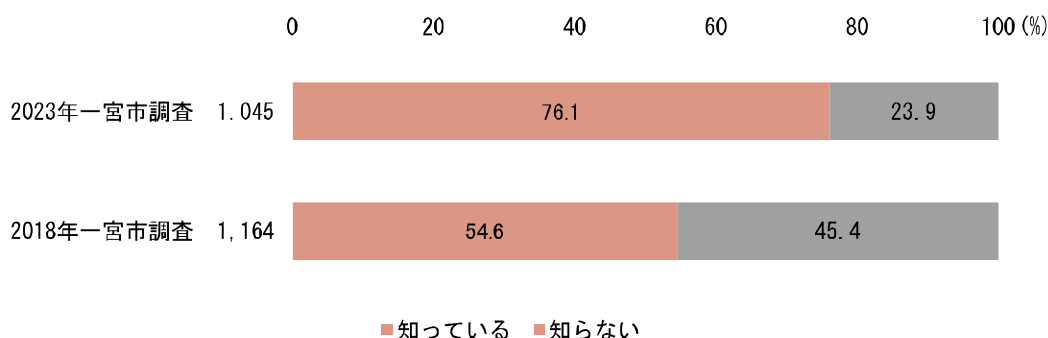
事業の項目	内 容	担当課
道徳における男女の協力に関する指導	道徳のカリキュラムに沿って、男女の協力について指導します。	学校教育課

(3) 性的少数者への理解促進

現状と課題

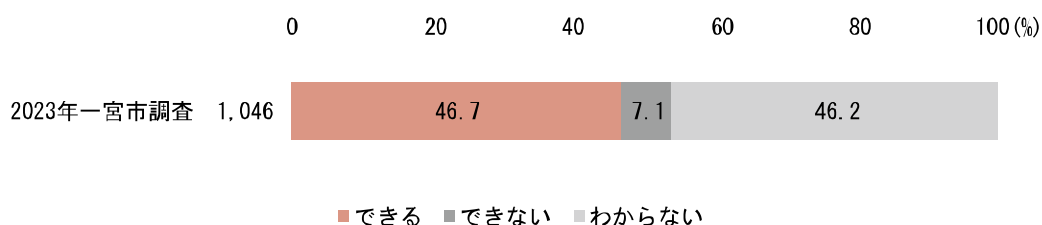
近年では性的少数者についての社会的認知が進みつつありますが、国民の理解増進のため、2023年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。また、全国の多くの自治体において、独自の制度により多様な性への理解を深めるための動きが始まっています。一宮市でも、性的少数者の方をはじめ、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、2022年9月に「一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しました。しかしながら、市民アンケートにおいて、身近な方が性的少数者だった場合、これまで通り接することができるかと回答した人の割合は半数以下となっており、より一層の理解促進が求められている状況です。

LGBTQ+の認知度



資料：市民アンケート調査

変わらず接することができるか



資料：市民アンケート調査

施策の方向

異なる価値観や多様な性の在り方について、互いに認め合うことができるよう、学校や家庭、地域など社会全体において理解促進に向けた取組を行っていきます。

○ 性的少数者への理解促進

事業の項目	内 容	担当課
性的少数者についての意識啓発	講座や研修等を開催し、性的少数者(LGBTQ+等)に対する市民の理解を深めます。	政策課
一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知啓発	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、より多くの市民に周知するとともに性的少数者への理解促進に努めます。	政策課
様々な性を尊重する教育の実施	学校教育の場で、性に関する理解を深めるとともに、様々な性を尊重する意識を育てる教育を実施します。	学校教育課

基本目標 2

あらゆる分野で誰もが活躍できる環境の整備

(一宮市女性活躍推進計画)

指標

成果指標		基準値 (2023年度)	目標値 (2026年度)
1	性別に関係なく活躍の機会が与えられている人の割合	※1 24.7%	29.0%
2	男性の育児休業取得率	33.3%	50.0%
3	審議会等委員への女性登用率	32.8%	40.0%
4	市職員における女性管理職の割合	26.7%	30.0%
5	市職員における男性の教育や子育てへの参画割合	※2 42.7%	70.0%
6	町会長の女性比率	8.9%	10.0%
7	ワーク・ライフ・バランスの支援をしている市内事業所数	104社	116社

※1 2022年6月市民アンケート調査結果

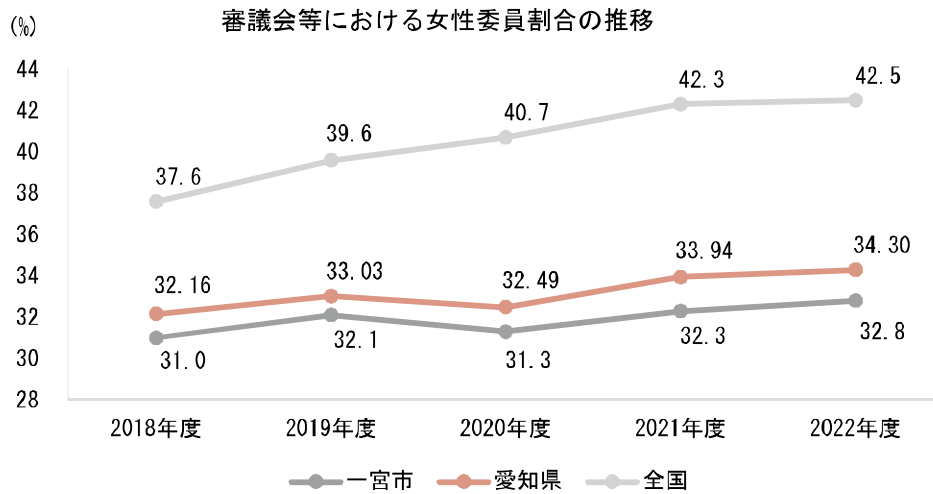
※2 2023年10月職員アンケート調査結果

(1) 政策・方針決定過程への女性参画促進

現状と課題

女性のあらゆる分野への参画が少しずつ進む中で、政策・方針決定過程における女性の参画については、いまだ十分とは言えません。あらゆる分野に様々な人材が参画することにより、多様な視点・価値観を政策や方針に取り入れられることなどが期待されます。

性別を問わず、政策・方針決定過程へ参画する機会の均等を確保し、男女間の格差を改善することが重要です。



資料：一宮市；政策課

愛知県：愛知県県民文化部男女共同参画推進課

全国：内閣府資料

施策の方向

多様な意見を取り入れるため、市の審議会等委員について、女性委員の登用状況を把握し、バランスよく登用できるよう働きかけます。

市職員においては、性別にかかわらず個人の能力を評価し、能力に応じて積極的に管理職への女性の登用を推進します。

○ 審議会等委員への女性の積極的登用

事業の項目	内 容	担当課
女性の審議会等委員への登用推進	審議会等の委員への女性登用状況調査を内閣府調査に合わせて実施します。 また、女性登用率向上等を働きかけます。	政策課
市民参加人材名簿の作成、情報提供	審議会・市民会議等に参加している女性の情報を市民参加人材名簿としてとりまとめ、必要に応じて各課へ情報提供します。	政策課

○ 管理職への女性の積極的登用

事業の項目	内 容	担当課
女性職員の管理職への登用推進	男女の区別なく個人の能力を評価し、管理職への女性の積極的登用を図ります。	人事課
女性教員の管理職への登用推進	男女の区別なく能力を十分学校教育活動に反映できるよう、管理職登用を図ります。	学校教育課

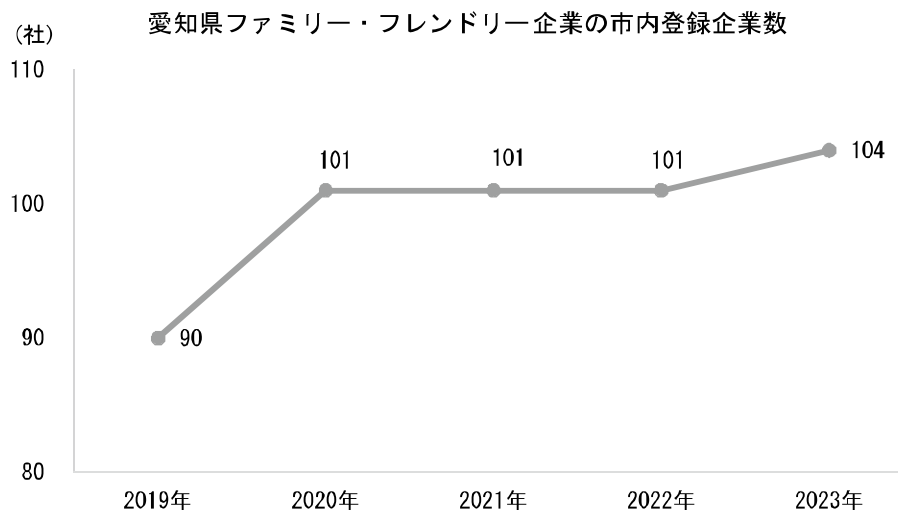
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進 / 就労環境の整備

現状と課題

ここ数年では、テレワークの普及や男性の育児休業取得率の上昇など、多様で柔軟な働き方が急速に広まりつつあります。仕事と家庭、地域活動等を両立し、誰もが仕事と生活の調和のとれた、豊かな暮らしを実現するうえで、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要なものです。

事業主へのアンケート調査では、男性の育児休業取得率が33.3%と、第3次計画策定時の基準値7.9%から大きく上昇しました。また、国が示す目標値は2023年3月に2025年度までに50%、2030年度までに85%と引き上げられ、少子化対策においても重要性が強調されています。

子育て支援や介護支援、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職場や家庭、地域等が一体となって就労を継続できる環境を整備することが必要です。



資料：愛知県「ファミフレネットあいち」(各年5月時点)

施策の方向

ワーク・ライフ・バランスの必要性やメリットを、あらゆる立場の人たちが理解する必要があります。職場での支援制度の普及や充実について事業所等に働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを推進します。

また、家事・育児や介護等と両立しながら継続して働くことができるよう、働き方に応じた保育サービスや放課後児童クラブ、介護支援サービスなどが選択できるよう、情報提供やサービスの充実に努めます。

○ 国・県等との連携による両立支援に関する啓発

事業の項目	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランスセミナー	愛知県が主催するセミナーなどの情報提供等に努めます。	産業振興課

○ 男性の働き方の見直しに向けた啓発

事業の項目	内 容	担当課
各種媒体を通じた啓発	ウェブサイト、広報紙、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課
事業所向け男女共同参画出前講座	事業所等の希望により、事業所向け男女共同参画出前講座を実施します。	政策課

○ 子育てに配慮した職場環境づくり

事業の項目	内 容	担当課
愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度の紹介	県及び市のウェブサイト、パンフレットにより周知します。	産業振興課

○ 子育て支援サービスの充実(保育所、放課後児童クラブ等)

事業の項目	内 容	担当課
情報紙の発行	「ゆめおりっこ」により、市の子育て支援関係の講座や情報、子育てサークル等に関する情報を提供します。	保育課
子育て支援アプリの活用	いちのみや子育て支援アプリ等を活用し、インターネット上で子育て情報を提供します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター	地域において育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を登録・組織化し、必要なときに相互の紹介・調整を行います。	保育課
放課後児童クラブ	放課後児童クラブにおいて、仕事等で昼間保護者のいない家庭の小学生の児童に居場所を提供し、保護者が迎えに来るまでの間、子どもに適切な遊びと生活の場を提供します。	子育て支援課
子ども一時預かり	中央子育て支援センターに設置する一時預かり施設において、保護者のリフレッシュ等を目的に 4 時間まで子どもを預かります。	保育課
延長保育	勤務時間の関係で通常保育時間(8 時～16 時)には送迎できない保護者を対象に、保育時間の延長を行います。	保育課

事業の項目	内 容	担当課
病児・病後児保育	病気等で集団保育が困難な児童(6カ月～小学4年生)を、保護者に代わって保育します。	保育課
乳児保育	0歳から3歳未満で保育を必要とする児童を保育します。定員を確保し、事業を継続していきます。	保育課
放課後子ども教室	小学1年生から3年生を対象に子どもの安全・安心な居場所作りを目的として、主に授業終了後の6時限目に小学校の教室で自主学習や体験活動を行います。	青少年課

○ 介護支援サービス等の充実

事業の項目	内 容	担当課
家庭介護教室	要介護者への介護方法等についての知識・技術の習得や介護者同士の交流の場を提供します。	高年福祉課
認知症介護家族支援	認知症の介護などについての知識の習得や介護者同士の仲間づくり、個別相談を実施します。	高年福祉課

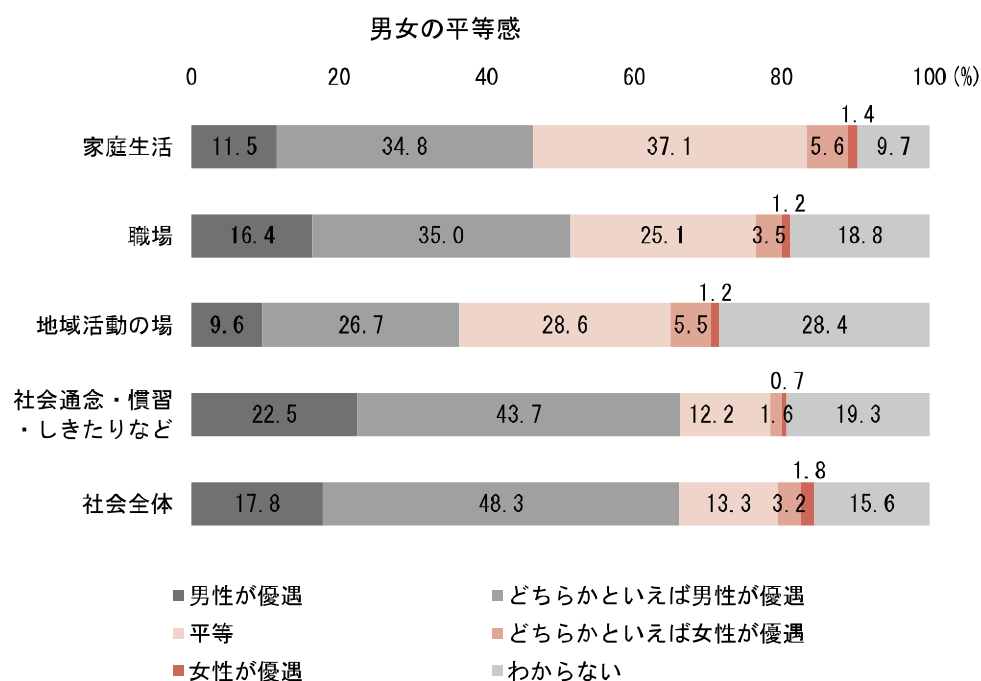


(3) 様々な分野における男女共同参画の推進

現状と課題

市民アンケート調査では、家庭や職場、地域活動など、どの分野においても「男性のほうが優遇されている」と感じている人の割合が一番大きな割合を占めています。

あらゆる分野において、慣習や思い込みによって負担や人材が偏らないよう、多様な視点や価値観を取り入れられる、誰もが参画しやすい場の提供や固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の意識の醸成が必要です。



資料：市民アンケート調査(2023年5月)

施策の方向

女性の参画が少ない分野においては、参画や学習の機会や情報の提供、参画しやすい制度などの取組を推進します。

家庭においては、男女がともに役割を担い、不平等感なく積極的に参画することができるよう、参加の促進や意識啓発に取り組めます。

また、少子高齢化が一層進む中、地域活動において男女共同参画を推進していくために、性別や世代に関係なく、ボランティアやNPO活動等に、誰もが参加しやすくなるよう支援していきます。

○ 女性の能力開発のための情報・学習機会の提供

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画人材育成セミナーへの派遣	愛知県男女共同参画人材育成セミナーへ市民を派遣します。	政策課
男女共同参画人材育成セミナー修了生の活用	愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了生の企画立案による男女共同参画に関するセミナー等を開催します。	政策課

○ 父親の育児参加の促進

事業の項目	内 容	担当課
マタニティクラス	妊娠中の過ごし方、出産・育児について学び、新米ママとの交流を行います。	健康支援課
父親サークルづくりの促進	一宮市子育て支援センター情報紙に父親の子育てに関する記事を掲載します。	保育課
パパもいっしょに遊ぼう！	父親とふれあい遊びをしたり、親同士で交流したりします。	保育課
幼児期家庭教育セミナー	就学前の幼児を持つ親やその家族を対象とした幼児期家庭教育セミナーを開催します。 親子で参加できるものを休日に開催し、父親等家族の参加を促します。	生涯学習課
赤ちゃんセミナー	妊婦及び乳児を持つ親(その家族)を対象として、妊娠・出産・乳幼児期の育児に対する不安の解消、子育てに必要な知識の習得とともに、子育てにおける家族と家庭の役割を考えることを目的に、赤ちゃんセミナーを開催します。 休日開催日も設け、父親等家族の参加を促します。	生涯学習課

○ 男性が参加しやすい生活実践講座等の開催

事業の項目	内 容	担当課
高齢者の栄養講座	高齢者が自分の食生活を振り返り、バランスよい食事を摂取できるように教室を実施します。	高年福祉課

○ 男性の介護参加の促進

事業の項目	内 容	担当課
家庭介護教室	要介護者への介護方法等についての知識・技術の習得や介護者同士の交流を実施します。	高年福祉課
認知症介護家族支援	認知症の介護などについての知識の習得や介護者同士の仲間づくり、個別相談を実施します。	高年福祉課

○ 地域における慣習等の見直し

事業の項目	内 容	担当課
各種媒体を通じた啓発	ウェブサイト、広報紙、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課
出前講座	市民などの希望に応じて、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	政策課

○ 地域における活動団体への支援

事業の項目	内 容	担当課
市民活動支援センターの運営	市民活動に参加している市民活動団体の活動拠点となる支援センターを運営します。	市民協働課
一宮市市民活動サポート補助金	市民活動に参加する市民活動団体の活動に必要な経費の一部を補助します。	市民協働課
市民活動相談	男女共同参画にかかわる活動を含む市民活動についての各種相談に対して、市民活動の実務に精通したアドバイザーが対応します。	市民協働課
市民向けNPO講座	地域の課題を自ら主体的に解決しようと考え、実践しようとする地域のキーパーソンの発掘・育成を目的とした講座を開催します。	市民協働課
ボランティアを養成するための講習会	子育て支援センター事業に協力する子育てすけっとバンク登録者を養成する講習会を開催し、「子育てすけっとバンク」についての話、親子ふれあい遊びなどの講習を行います。	保育課
家庭教育支援ボランティア養成講座	市主催の家庭教育支援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、実技を含めた講座と体験実習を行います。	生涯学習課
各種ボランティアへの支援	社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて、男女がともに地域でボランティアに取り組めるよう、支援を行います。	社会福祉協議会

○ 農業等における男女共同参画の推進

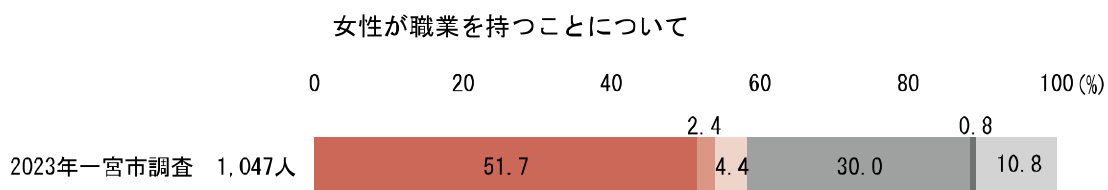
事業の項目	内 容	担当課
農村生活アドバイザー、一宮市女性農業者会議による啓発	農村生活アドバイザー協会の活動に対して人的支援を行います。 一宮市女性農業者会議の運営に対して補助を行います。	農業振興課
家族経営協定制度の普及啓発	家族経営協定制度締結に対する人的支援を行います。	農業振興課

(4) 女性の就労支援

現状と課題

市民アンケート調査では、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と回答した人の割合が過半数を占めています。一方で、「妊娠・出産で仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と回答した人の割合は約30%を占めており、子育て中の就職や就業を希望する人も多くいます。

女性が出産や育児等で離職した後も、希望した形で能力を十分に発揮し、活躍することができるよう、周囲の理解や支援が必要です。



- ずっと職業を持ち続ける方がよい
- 結婚するまでは職業を持ち続ける方がよい
- 妊娠または出産するまで職業を持ち続ける方がよい
- 妊娠または出産したら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい
- 女性は職業を持たない方がよい
- わからない

資料：市民アンケート調査

施策の方向

就職や起業を支援するため、学習の機会や情報提供を行います。

また、妊娠・出産を経ても継続して働き、活躍することができるよう、女性が活躍できる就労環境の整備や理解促進のための意識啓発に取り組みます。

○ 女性の就職支援

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画セミナー	女性の就職支援セミナーを開催します。	政策課
企業説明会等の開催	ハローワーク、愛知県、一宮商工会議所、若者サポートステーション等と連携し、合同企業説明会・就職支援セミナー等を開催します。	産業振興課
パンフレット等による普及啓発	パンフレットの配布により再雇用制度やマザーズハローワークの啓発を図ります。	産業振興課

○ 起業の場の提供

事業の項目	内 容	担当課
SOHOインキュベータオフィス運営	尾張一宮駅前ビルのビジネス支援センター内に 5 区画のオフィスを用意し、低廉な賃料で提供し起業を支援します。	産業振興課

○ ポジティブ・アクションの推進

事業の項目	内 容	担当課
公共調達における男女共同参画の推進	入札の際、総合的に評価して落札者を決定する「一宮市建設工事総合評価落札方式」において、社会貢献度の評価項目として「男女共同参画社会実現への貢献制度導入の有無」を設定しています。	契約課

○ 各種制度の周知・啓発

事業の項目	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランスセミナー	愛知県が主催するセミナーなどの情報提供等に努めます。	産業振興課
パンフレット等による普及啓発	パンフレットを活用し、各種制度の周知を行います。	産業振興課



基本目標 3

誰もが安全に安心して暮らせる社会づくり

指標

成果指標		基準値 (2023年度)	目標値 (2026年度)
1	自主防災リーダー研修の修了生における女性の割合	13.1%	14.0%
2	健康の維持、増進に取り組める環境が整っていると思う人の割合	58.6%	60.0%
3	子宮頸がん・乳がん検診の精密検査受診率	※ 92.0%	95.0%
4	DVを理解している人の割合	91.4%	100%
5	DVに関する相談窓口を知っている人の割合	54.9%	80%

※2023年4月時点(2021年度実績)

(1) 男女共同参画の視点からの防災の取組

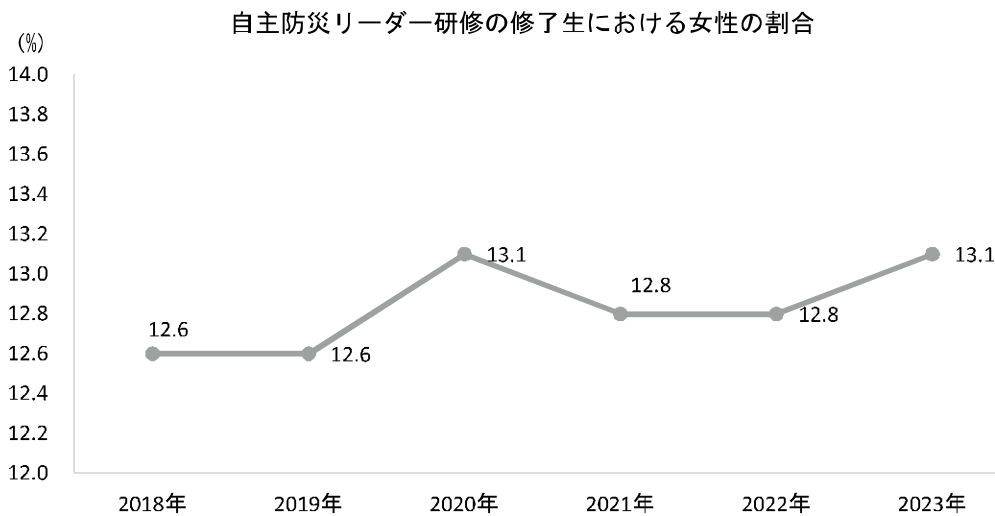
現状と課題

豪雨災害や地震等の自然災害が全国的に増加しており、防災分野での男女共同参画の視点について、改めて重要性が認識されています。

短期的なものだけでなく、長期的に対応が必要となる場面も想定することが必要であり、平常時から女性をはじめ多様な視点を持った体制整備が重要となります。

市民アンケート調査では、85.5%の人が、防災対策などに女性の視点を含める必要があると回答しており、女性参画に対する市民の意識も高まっています。

地域の防災力を高めるために、防災分野への女性の参画をより一層推進する必要があります。



資料：危機管理課

施策の方向

防災分野における多様なニーズやリスクへ対応するために、土台となる地域防災計画において、男女共同参画の視点を取り入れて検討を行います。

また、引き続き女性消防吏員の増加を図るとともに、災害時の地域住民のリーダーとなる自主防災リーダーの養成を、男女共同参画の視点に基づいて進めます。

○防災分野における男女共同参画の充実

事業の項目	内 容	担当課
地域防災計画の推進	男女共同参画の視点を取り入れていきます。	危機管理課
出前講座	出前講座で、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識の向上を図ります。	危機管理課
自主防災リーダー養成	男女共同参画の視点に基づいた自主防災リーダー養成を進めていきます。	危機管理課
女性消防クラブに関する活動支援	多様な視点を取り入れ、地域防災力における男女共同参画を進めます。	予防課
消防吏員への女性登用の推進	防災分野における多様なニーズ・リスクへの対応力を高めるため、防災を担う組織において女性の登用を推進します。	消防本部総務課

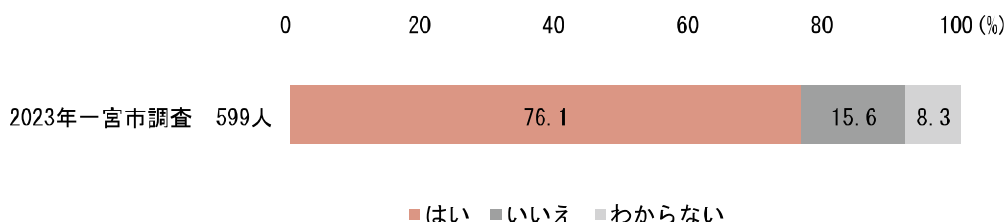
(2) 生涯を通じた女性の健康づくり支援

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために最も基本的で重要な要件となります。

特に女性は妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。男女が互いの健康をいたわり合い、自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。

健康に暮らしていると感じている女性の割合について



資料：市民アンケート調査

施策の方向

生活習慣や身体的な特徴の違いによって男女で異なる健康上の問題に直面することを踏まえ、生涯を通じた健康づくりのために、住民健診の実施や受診後のフォローアップ、専門職による健康相談の実施や健康情報の提供等に取り組みます。

妊娠から出産、産後期においては、それぞれの段階に応じた相談・指導など母子保健施策を充実し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、環境づくりを進めます。

○ 健康情報の提供の充実

事業の項目	内容	担当課
保健所だよりやウェブサイトによる健康情報の提供	保健所だよりを市広報と一緒に配布するとともに、健康情報をウェブサイトに掲載します。	保健総務課

○ 健康診断・検診制度の充実

事業の項目	内 容	担当課
子宮頸がん・乳がん検診の受診促進	子宮頸がん・乳がん検診を実施します。 子宮頸がん検診は 20 歳の方、乳がん検診は 40 歳の方へ、無料クーポン券を配布します。	保健総務課
節目骨健診	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳の節目年齢の女性に骨密度測定を実施します。	健康支援課

○ 妊娠・出産期の母親の健康管理

事業の項目	内 容	担当課
妊婦健康診査・妊産婦歯科健康診査	母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査(14回)の受診票を交付し、受診勧奨します。 母子健康手帳の交付時に、妊娠中から産後 1 年以内の間に受診できる妊産婦歯科健康診査受診票(1回)を交付します。	健康支援課
妊娠 32 週家庭訪問	妊婦に対して家庭訪問し、妊娠中の生活や出産後の育児、保健サービスについて助言します。	健康支援課

○ 産前・産後の母親の支援の充実

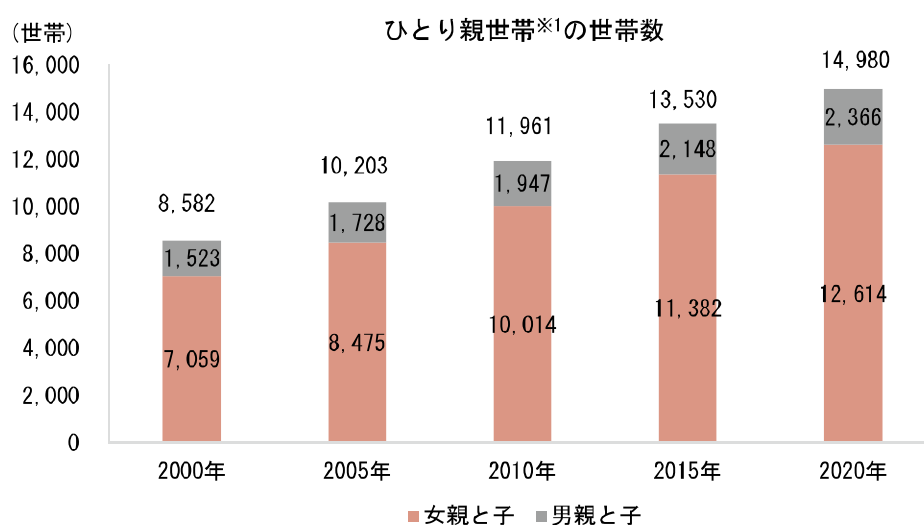
事業の項目	内 容	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問、新生児・産婦訪問	新生児・産婦訪問を一宮市助産師会に委託します。 乳児がいる家庭(新生児産婦訪問を受けていない方)に訪問員・保健師が訪問し子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康支援課
マタニティクラス	妊娠中の過ごし方、出産・育児について学び、新米ママとの交流を行います。	健康支援課
新米ママさん教室	助産師や栄養士が話をし、個別相談や交流会を行います。	健康支援課
産後ヘルプ	出産前・出産後の体調不良のため家事や育児が困難な方、または多胎児を出産した方(依頼者)に、家事や育児の援助をしてくれる方(援助者)を紹介します。	保育課

(3) 困難を抱える人々への支援

現状と課題

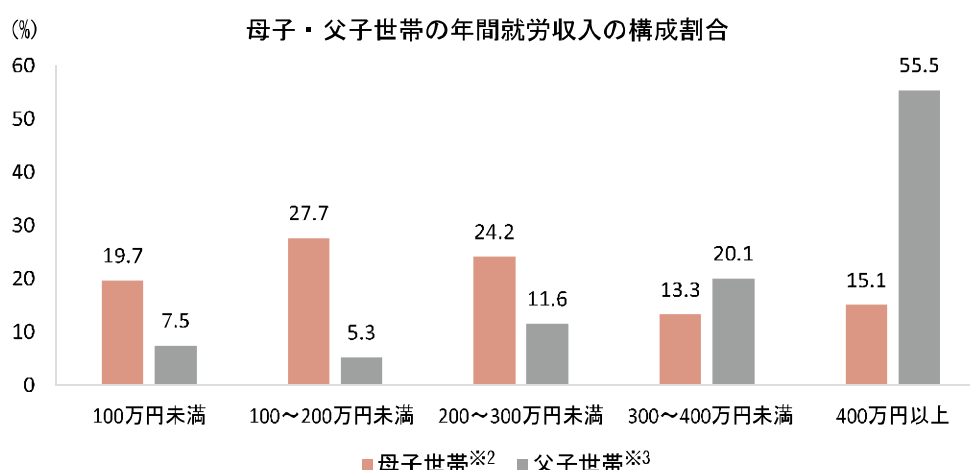
全国的にひとり親世帯や高齢者単独世帯、非正規雇用労働者の増加により、支援を必要とする人が増加しています。

本市においても例外ではなく、複合的に困難な状況に置かれる人々も少なくありません。誰もが自立して安心して生活できるよう、経済的支援や、就業や地域活動などの社会参画に対する支援、環境整備が求められています。



※1 男親または女親と子からなる世帯

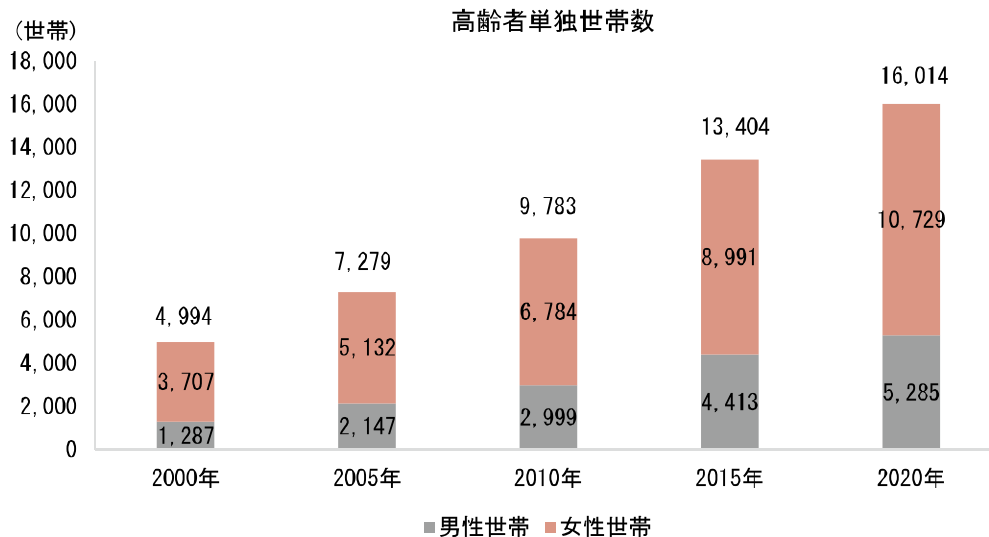
資料：国勢調査



※2 父のいない児童（満20歳未満の未婚の子）がその母に養育されている世帯

※3 母のいない児童がその父に養育されている世帯

資料：令和3年度全国ひとり親世帯等調査



資料：国勢調査

施策の方向

障害があること、高齢であること、ひとり親世帯であることなど、様々な理由で困難に直面する人々に対し、自立した生活や暮らしの安心確保のための支援を行います。

2024年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、多様化・複雑化・複合化する「女性をめぐる課題」に対応するための法律が整備されました。行政や関係団体などが密接に連携し、個人の置かれた状況に応じたきめ細やかな支援や相談体制を構築します。

○ 就労支援の充実

事業の項目	内 容	担当課
障害者の就労の場の充実	就労を希望する障害者に対し、就労に向けた訓練等を提供する就労系サービスを実施し、障害者の就労の場の充実を推進します。	障害福祉課
雇用奨励金の支給	身体障害者、知的障害者、精神障害者を新たに雇用した事業者や公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介により、満60歳以上の高年齢者を1年以上継続雇用している事業主に奨励金を支払い支援します。	産業振興課

○ 日常生活支援の充実

事業の項目	内 容	担当課
中学校生理用品配布事業	経済的な理由で生理用品が買えない「生理の貧困」問題に対応するため、生理用品等を学校に設置します。	教育部総務課

○ 相談体制の整備

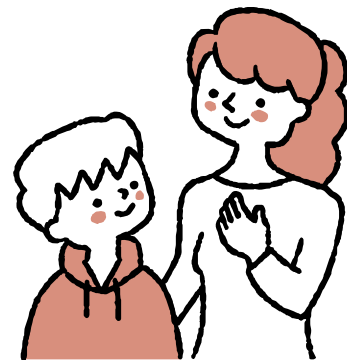
事業の項目	内 容	担当課
高齢者相談	地域包括支援センターで、高齢者の相談を行います。	高年福祉課
障害者相談	障害者やその家族、支援者などから日常生活での様々な困りごとについて、電話・面接・訪問などにより相談を受け付けます。	福祉総合相談室
女性相談	困難な問題を抱える女性の悩みや困りごとなどの相談を受け付けます。	子ども家庭相談課

○ ひとり親家庭への経済的支援

事業の項目	内 容	担当課
母子・父子家庭等医療助成	満 18 歳に到達する年度末までの児童を扶養している、ひとり親家庭の母または父とその児童に対し、医療費を助成します。	保険年金課
県・市遺児手当の支給	離婚・死別などによるひとり親家庭において、児童を養育している方に県・市遺児手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当の支給	離婚・死別などによるひとり親家庭において、児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、必要な資金の貸付けを行います。	子ども家庭相談課

○ ひとり親家庭への自立支援の充実

事業の項目	内 容	担当課
日常生活支援	子育てと就労の両立を支援するため、ひとり親家庭へ家庭生活支援員を派遣します。	子ども家庭相談課
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の母・父に対し、教育訓練講座受講料の一部を支給します。	子ども家庭相談課
高等職業訓練促進給付金等の支給	看護師など就職の際に有利な資格を取得するため養成機関で学んでいる、ひとり親家庭の母・父に対し、訓練促進給付金等を支給します。	子ども家庭相談課
ひとり親家庭支援制度の周知	「ひとり親家庭のしおり」を作成・配布し、支援制度・事業について周知を行います。	子ども家庭相談課
ひとり親家庭相談	母子父子自立支援員・就業支援専門員による相談を実施します。	子ども家庭相談課
母子生活支援施設の運営	入居者の自立促進を図るために、就労・生活・児童の養育等に関して、支援します。	朝日荘



(4) 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶(一宮市DV対策基本計画)

「第4次一宮市男女共同参画計画」の基本目標3「誰もが安全に安心して暮らせる社会づくり」のうち「配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶」についての計画内容は、同時に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく「一宮市DV対策基本計画」を包括しています。

一宮市DV対策基本計画の趣旨

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DV防止法は、国及び地方公共団体に、DVを防止し、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図る責務があることを定めています。

一宮市は、DV対策において住民にもっとも身近な行政主体である市の果たすべき役割や期待が高まったことから、2011年3月に「第2次一宮市男女共同参画計画」に含まれるものとして、DV対策の充実を図るために「一宮市DV対策基本計画」を策定し、その後は、「男女共同参画計画」の改定にあわせて見直しています。

なお、DVなどの暴力・人権侵害行為の被害者は多くの場合女性であり、このような女性に対する暴力は、男女共同参画社会実現の妨げとなるものです。DV以外の女性に対する暴力についても視野に入れた内容となっています。

一宮市DV対策基本計画で、DVとは、DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」のことをいうが、相談支援対象には、交際相手など親密な関係にある異性からの暴力を含むものとする。

—DV防止法による「配偶者からの暴力」の規定—

[配偶者とは]：婚姻の相手、事実婚の相手及び元配偶者

※生活の本拠をともにし、共同生活を営む交際相手からの暴力にもDV防止法の規定を準用する。

[暴力の形態]：身体的暴力のみならず、精神的暴力や性的暴力を含む。

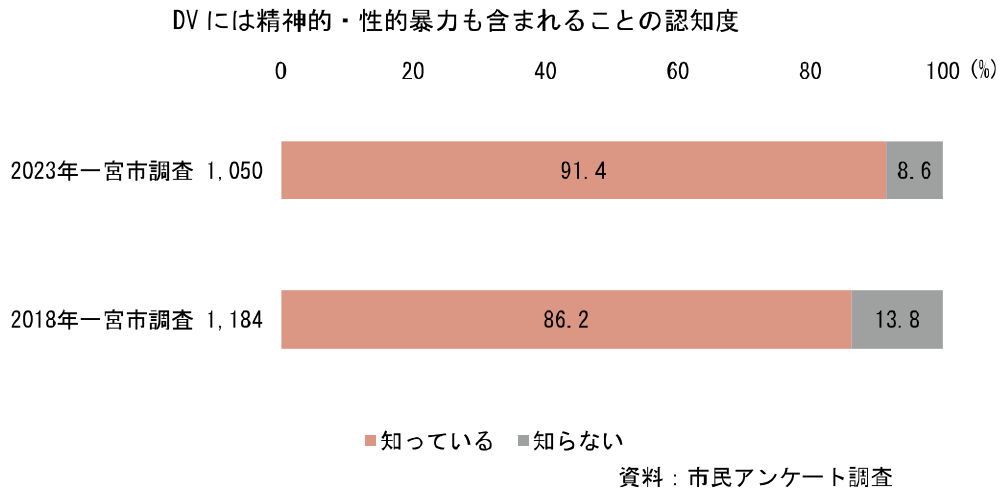
1.DV等に関する啓発活動の推進

現状と課題

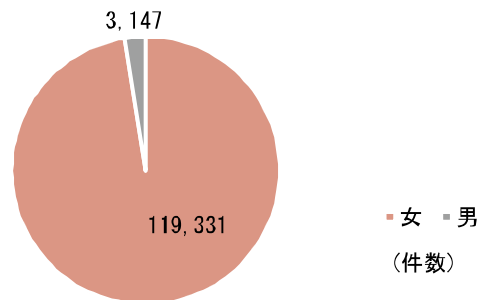
DV等は、基本的人権に係る大きな問題であり、女性が被害者の多くを占めていることから、男女共同参画社会を目指す上で、克服すべき重要な課題です。近年は、SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用し

たものなど、暴力も多様化しています。

市民アンケート調査によると、配偶者等に対する暴力に関する認知度は高まりつつありますが、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、引き続き、積極的な広報・啓発を行い、DVに対する正しい知識の普及を進めていく必要があります。



DVに関する相談件数の男女比



資料：内閣府男女共同参画局(2021年度分)

施策の方向

DV等について、犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、許される行為ではないという意識を、若い世代を含め社会全体で共有できるよう、男女共同参画情報紙や広報など各種媒体を通じて広く意識啓発を行います。

○ 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画情報紙の発行	情報紙「いーぶん」を発行し、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	政策課
各種媒体を通じた啓発	ウェブサイト、広報紙、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課

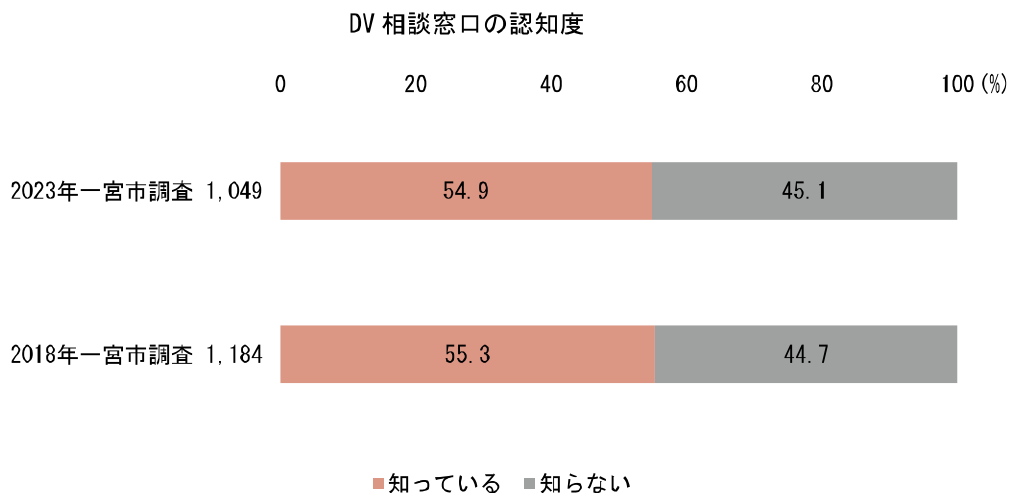
2. DV 相談体制の整備

現状と課題

市では、DV 相談を実施しています。DV に関する相談件数の推移は横ばいですが、安心して相談できる窓口を提供することは、住民にもっとも身近な行政主体である市に求められる重要な課題です。今後も潜在化している DV への対応や被害者を継続支援するために、総合的な相談窓口が必要です。

市民アンケート調査では、DV 相談窓口の認知度は 54.9%であり、十分とはいえません。市の相談窓口をはじめ、国、県などが設置している電話やメール等による相談窓口のさらなる周知を行うことが求められます。

様々な被害者の状況に配慮して困難な相談にも対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談窓口機能の向上と支援体制の充実を図ることが必要です。



資料：市民アンケート調査

施策の方向

希望したときにすぐに相談ができるよう、相談しやすく支援を受けやすい環境の整備に努めるとともに、国、県などの相談窓口を含めた支援情報の周知を図ります。

被害者各々の状況に配慮し、庁内および関係機関との連携を強化しながら相談対応の質の向上を図ります。

○ 相談窓口や支援に関する情報の周知

事業の項目	内容	担当課
リーフレットの配布等による周知	リーフレットやカードの配布、市ウェブページなどで相談窓口、支援情報の周知を行います。	子ども家庭相談課

○ 総合的相談窓口の運営

事業の項目	内容	担当課
DV相談の実施	DVに関する相談を実施します。	子ども家庭相談課
DVと児童虐待が併存する事案への連携対応	児童虐待対応担当や県児童相談所と連携して対応します。	子ども家庭相談課

○ 被害者に配慮した相談対応

事業の項目	内容	担当課
外国人に対する配慮	テレビ電話による通訳サービスを活用して相談を実施します。	子ども家庭相談課
障害者、高齢者に対する配慮	障害者は福祉総合相談室と、高齢者は高年福祉課と連携して対応します。	子ども家庭相談課
安全確保への配慮	警察・関係機関等との連絡調整、同行支援、助言等により、被害者の安全確保を支援します。	子ども家庭相談課

○ 相談支援体制の充実

事業の項目	内容	担当課
県女性相談支援センター、警察との連携強化	県女性相談支援センター、警察との情報交換、協議等を進め、連携強化による相談支援体制の充実に図ります。	子ども家庭相談課

3. DV 被害者への自立支援の充実

現状と課題

被害者の生活再建と自立のための支援を着実にやっていくことは、生活に直結する行政サービスを担う行政主体である市に求められる重要な課題です。

市では、警察署、児童相談センター、庁内各課との連携により被害者に対する円滑な支援を行うためのネットワークとして、一宮市要保護児童対策地域協議会に DV 対策部会を設置し、支援状況等の調整や情報共有を行っています。

支援におけるワンストップ化を推進し、関係機関との連携や庁内ネットワークの充実により、各種の支援制度・事業が、被害者の支援のために十分に活用されるよう調整を図ります。また、相談や支援にあたる職員が DV の特性を理解し、二次的被害を及ぼすことなどを防ぐ必要があります。さらに、住宅確保、精神的被害など民間支援団体との連携が有効な場合は、必要に応じ連携して支援します。

一宮市要保護児童対策地域協議会 DV 対策部会の構成機関

関係機関	部課等
愛知県警察	一宮警察署生活安全課
愛知県	一宮児童相談センター児童育成課
一宮市(庁内)	総合政策部政策課
	総合政策部市民協働課
	市民健康部市民課
	市民健康部保険年金課
	市民健康部保健所健康支援課
	福祉部福祉総務課福祉総合相談室
	福祉部生活福祉課
	福祉部高年福祉課
	子ども家庭部保育課
	子ども家庭部子育て支援課
	子ども家庭部子ども家庭相談課(事務局)
	子ども家庭部朝日荘
	教育部総務課
教育部学校教育課	

施策の方向

DV 対策部会を通じ、関係機関や庁内の連携・協働を強化するとともに、関係職員に対して啓発を行い、二次的被害を及ぼさない支援体制を整備します。

支援のワンストップ化など、他機関との連携により総合的な支援の実施を推進します。必要に応じて、民間支援団体とも連携していきます。

○ 連携体制の強化

事業の項目	内 容	担当課
DV 対策部会の開催	関係機関や庁内の連携ネットワークとして、一宮市要保護児童対策地域協議会の DV 対策部会を開催します。	子ども家庭相談課

○ 支援における二次的被害の防止・情報保護

事業の項目	内 容	担当課
関係職員に対する啓発 ・研修	一宮市要保護児童対策地域協議会の DV 対策部会において、啓発用文書を作成配布し、二次的被害発生を防止し、情報保護を図ります。	子ども家庭相談課

○ 支援の総合的实施

事業の項目	内 容	担当課
支援の着実な実施	一宮市要保護児童対策地域協議会の DV 対策部会を開催し、関係機関、庁内関係課における被害者支援状況を集約・調整します。	子ども家庭相談課
支援のワンストップ化 推進	庁内 DV 相談連絡票を活用し、被害者の精神的負担軽減を推進します。	子ども家庭相談課

○ 民間支援団体との連携

事業の項目	内 容	担当課
民間支援団体との連携	住宅確保などに対する支援については、必要に応じて、民間支援団体と連携します。	子ども家庭相談課

市の率先行動

地域のモデルとしての一宮市の取組

現状と課題

男女がともに活躍できる社会を実現するためには、まず市が率先して男女共同参画の取組を進めていかなければなりません。

また、市内事業所の模範となるため、誰もが働きやすい環境となるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や男性の育児休業の取得促進など、多様なニーズに応じた働き方の選択ができる仕組みを整備し、男女共同参画の率先行動をより一層進めていくことが必要です。

施策の方向

市が一事業所として、市内の事業所等のモデルとなるよう、率先してワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、多様な働き方の選択や男女がともに育児休業・介護休暇等を取得できる環境づくりを積極的に行います。

事業の項目		内容
ワーク・ライフ・バランスの推進	iスタイル勤務	フレックスタイム制や時差出勤制度などの、ライフスタイルに合わせた、より柔軟な働き方を可能にする市オリジナルの勤務体制「iスタイル勤務」を推進します。
	リフレッシュデーの周知徹底	定時退庁促進のため週1回実施しているリフレッシュデーでは、庁内情報システムにより一層の周知を図っています。
	時間外勤務の削減	各課(公所)の時間外勤務の状況及び時間外勤務の特に多い職員の状況を管理職員に報告し、管理職員の時間外勤務に関する認識の徹底を図っています。 また、時間外勤務の多い職場の状況について、当該所属からヒアリングを行い、時間外勤務縮減のための方策を検討しています。
	育児の日の設定	職員が育児に積極的に関わることができるよう、毎月19日を「育児の日」とします。また、毎月19日又はその前後を含めて、月に1日程度は、育児を担うべき全ての職員が休暇を取得するよう働きかけます。
育児休業取得の推進	育児休業	子が3歳に達するまで、育児休業取得を推進します。特に、取得実績の少ない男性職員について、取得率の目標を定め取得率の向上を目指します。
育児休業中の職員への職場復帰支援	職員へのノートパソコン等貸出	育児休業を取得している市職員のうち、希望者にノートパソコン等を貸与し、職務能力の回復や必要な知識の習得を支援し、職員が円滑に職場復帰できることを目指しています。

数字で見る一宮市職員の状況

○ 職員割合

かつては「女性の職場」などと言われた保育士や看護師の男性職員、男性の技師や技手の多い土木や建築部門などにおける女性職員の割合は3～10%で推移しています。

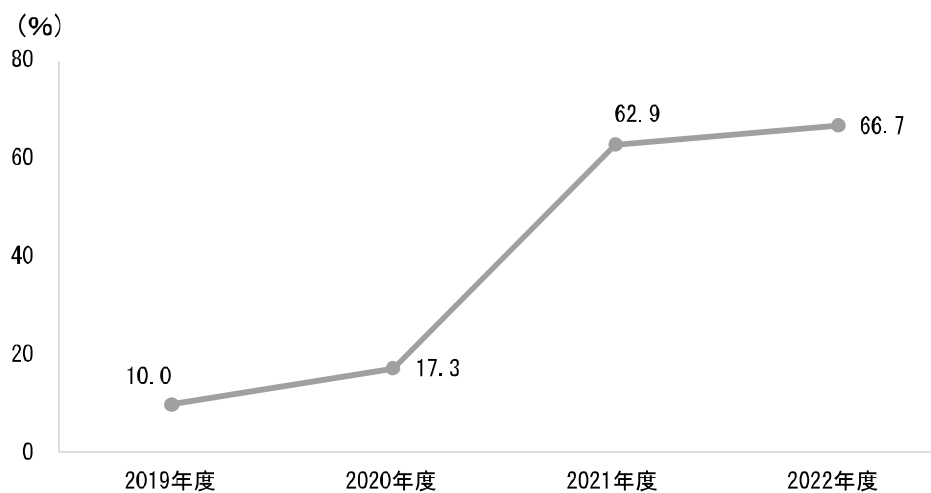
年度		2021	2022	2023
看護師	男性の割合(%)	10.5	10.3	10.5
保育士	男性の割合(%)	3.5	3.3	3.2
技師・技手	女性の割合(%)	10.3	10.3	10.3

(各年4月1日現在)

○ 男性の育児休業取得率

一宮市では改正育児・介護休業法の改正に先駆け、男性の育児休業取得の促進に積極的に取り組んだ結果、取得率が大きく上昇しました。

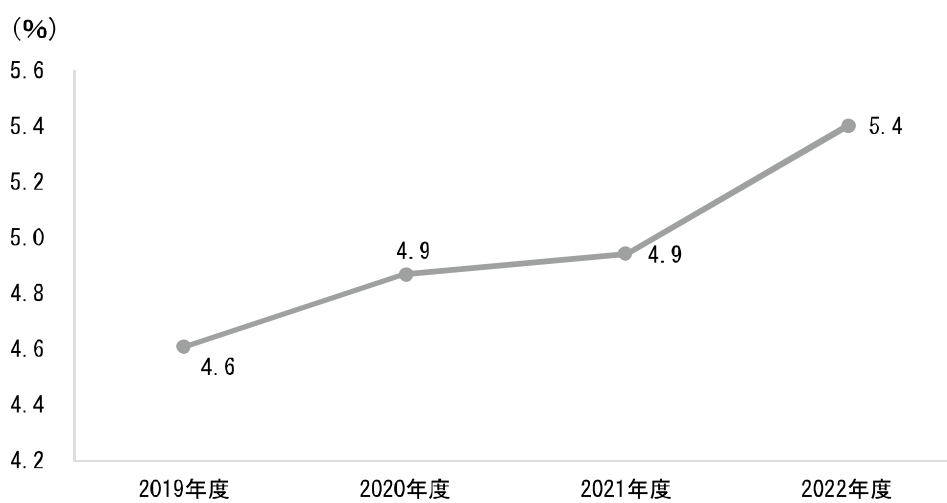
年度	2019	2020	2021	2022
男性の育休取得者数(人)	8	14	56	62
取得率(%)	10.0	17.3	62.9	66.7

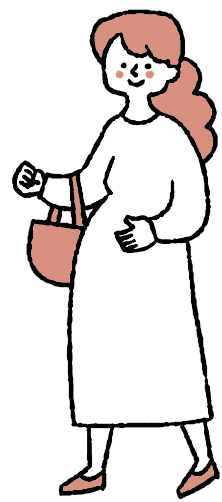


○ 出産した女性職員の割合

全国的に合計特殊出生率が低下する中、市の女性職員のうち出産した(産後休暇を取得した)女性職員の割合は、直近4年間ではゆるやかに上昇しています。

年度	2019	2020	2021	2022
出産した職員数(人)	88	94	98	110
女性職員数(人)	1,908	1,929	1,984	2,038
出産した女性職員の割合(%)	4.6	4.9	4.9	5.4





第 5 章 計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けた取組内容は幅広い分野にまたがっているため、全庁的に男女共同参画の視点を持ち、計画推進の中心となる担当部局と関連部局が連携して施策を推進することが大切です。

計画に位置づけられる取組については、担当部局により、計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、「一宮市男女共同参画推進会議」において確認・評価を行うことで、着実な計画の実現に努めます。

(2) 市民や地域との連携

市民一人ひとりが自分ごとと捉えることができるよう、市民や地域に向けて広く計画や取組について周知することにより、男女共同参画意識の浸透を図ります。

また、誰もが活躍できる環境を整備するためには、市民の意識に加え、事業所としての意識や取組が担う役割も大きいことから、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進など、市内事業所と積極的に連携を図れる体制を整えます。

2 進捗管理方法

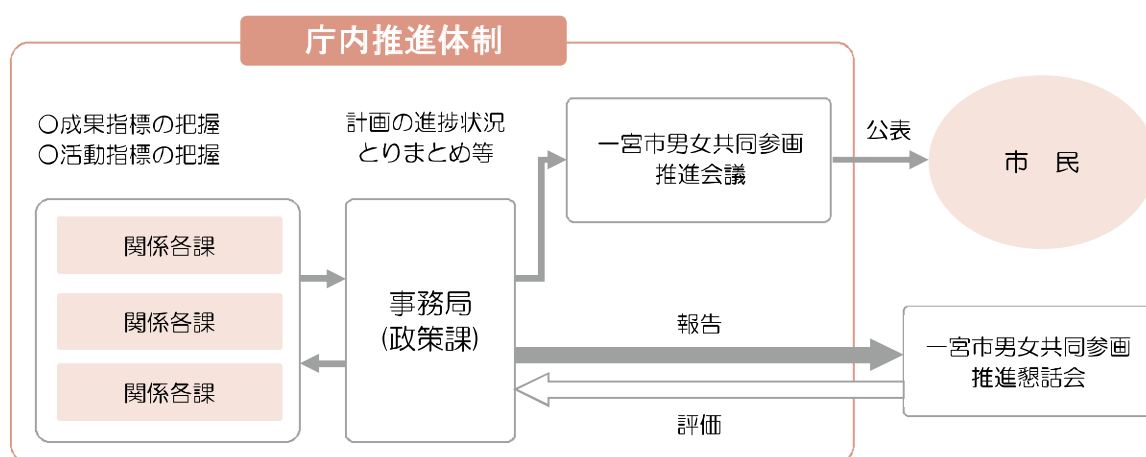
本計画においては、目標の達成具合を表す「成果指標」と事業の実績等を的確に表す「活動指標」の2種類の指標を設定します。指標を毎年把握することで、どれだけの効果が得られたのか、客観的に示し、事業計画の見直し等に反映していきます。

進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(評価)」「ACTION(改善)」のサイクルを年度ごとに繰り返し行うことで、事業の充実を図ります。

具体的な進捗管理の流れは、以下のとおりです。

- ・ 成果指標の把握
- ・ 活動指標の把握
- ・ 計画の進捗状況をとりまとめたもの(推進計画・実績報告)を男女共同参画推進懇話会にて報告・検討・評価
- ・ 男女共同参画推進会議を経て、各課へ評価結果をフィードバックするとともに、市民へ公表

【進捗管理のイメージ】



3 成果指標一覧

	成果指標	基準値	目標値
		2023 年度	2026 年度
基本目標 1	社会全体において男女の地位が平等と感じている人の割合	13.3%	30.0%
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合	27.7%	21.0%
	性的少数者(LGBTQ+)について知っている人の割合	76.1%	90.0%
基本目標 2	性別に関係なく活躍の機会が与えられている人の割合	(注 1)24.7%	29.0%
	男性の育児休業取得率	33.3%	50.0%
	審議会等委員への女性登用率	32.8%	40.0%
	市職員における女性管理職の割合	26.7%	30.0%
	市職員における男性の教育や子育てへの参画割合	(注 2)42.7%	70.0%
	町会長の女性比率	8.9%	10.0%
	ワーク・ライフ・バランスの支援をしている市内事業所	104 社	116 社
基本目標 3	自主防災リーダー研修の修了者における女性の割合	13.1%	14.0%
	健康の維持、増進に取り組める環境が整っていると思う人の割合	58.6%	60.0%
	子宮頸がん・乳がん検診の精密検査受診率	(注 3)92.0%	95.0%
	DV を理解している人の割合	91.4%	100%
	DV に関する相談窓口を知っている人の割合	54.9%	80.0%

※基準値は、アンケート調査結果に基づいていますが、無回答を除いて算出しています。
 ※目標値の考え方については、過去の実績からの伸び率等を勘案して、将来の数値を設定しています。
 また、関連計画に設定されている数値目標との整合を図っています。
 (注 1)2022 年 6 月市民アンケート調査結果
 (注 2)2023 年 10 月職員アンケート調査結果
 (注 3)2021 年度実績値

算出方法
市民アンケート調査で、「社会全体において男女の地位が平等と感じる」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100
市民アンケート調査で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るという考え方に『賛成』」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100
市民アンケート調査で、「LGBTQ+という言葉を知っている」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100
市民アンケート調査で、「性別に関係なく活躍の機会が与えられていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100
市内の事業所を対象にしたアンケート調査で、対象となる子を養育している男性従業員のうち、育児休業を取得した人の割合(各種商工業団体、商工会議所、商工会に加入している企業にアンケート調査を実施)
法令・条例等に基づく審議会等における女性委員数／審議会等委員総数×100
市職員における女性管理職員数／管理職員総数×100
市職員を対象にしたアンケート調査で、「学校等の活動に参加した」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100
女性町会長数／町会長総数×100
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の市内事業所の登録企業数
自主防災リーダー研修会の累積修了者数のうち女性の数/累積修了者総数×100
市民アンケート調査で、「一宮市内には、生活習慣・運動習慣の改善に取り組んだり、各種健診や予防接種を受ける環境が整っていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100
子宮頸がん・乳がんの精密検査受診者数の合計 / 当該検査対象者数の合計 ×100
市民アンケート調査で、「DVには、殴る、蹴るなど身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力も含まれることについて知っている」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100
市民アンケート調査で、「DVについて相談できる窓口があることを知っている」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100

参考資料

※法令等はそのままと表記しています。

1 計画策定の過程

	日 程	内容等
2023年度	2023年5月	男女共同参画意識に関するアンケート調査
	5月24日～31日	第1回 一宮市男女共同参画推進会議実施
	6月19日～23日	第2回 一宮市男女共同参画推進会議
	7月7日	第1回 一宮市男女共同参画推進懇話会 ・計画策定方針の説明 ・計画体系案について審議
	7～8月	庁内事業照会
	9月	関係各課事業確認
	10月11日	第3回 一宮市男女共同参画推進会議
	10月25日	第2回 一宮市男女共同参画推進懇話会 ・パブリックコメント案について審議
	12月1日～1月4日	市民意見提出制度（パブリックコメント）実施
	2024年1月15日～19日	第4回 一宮市男女共同参画推進会議
	1月24日	一宮市男女共同参画推進懇話会へパブリックコメント実施結果の報告
	3月	「第4次一宮市男女共同参画計画」策定

2 一宮市男女共同参画推進懇話会設置要綱及び委員名簿

(設置)

第1条 男女共同参画に関する諸問題の把握と施策のあり方について、有識者から意見を聴き、男女共同参画行政施策の企画とその推進に資するため、一宮市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(事務掌握)

第2条 懇話会は、男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策について、調査審議する。

(構成)

第3条 懇話会は、市長が委嘱する委員15名以内で構成する。

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女いずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満としないよう努めなければならない。

(組織)

第4条 懇話会には、会長及び副会長を置き、その選出は、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。副会長は、会長に事故あるときに、その職務を代理する。

3 懇話会には、必要あるときには部会をもうけることができる。

(身分)

第5条 委員の身分は、非常勤の特別職とする。

(招集等)

第6条 懇話会は、必要に応じて市長が招集するほか、市長の承認を得て会長が招集することができる。

2 懇話会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱で定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2023 年度一宮市男女共同参画推進懇話会委員

	役職	氏 名	所 属	区 分
1	委員	青木 孝積	いちい信用金庫 常務理事 (愛知県ファミリー・フレンドリー企業)	企業代表
2	委員	伊藤 基生	一宮市立中部中学校 校長	学校代表
3	委員	鶴飼 和司	一宮市議会 総務委員会 委員長	一宮市 議会議員
4	委員	大久保 みどり	一宮公共職業安定所 所長	関係公所
5	委員	加古川 和也	公益社団法人 一宮青年会議所 副理事長	団体代表
6	委員	加藤 和子	愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了生	市 民
7	委員	櫻井 理恵	修文大学短期大学部 生活文化学科 学科長	学識経験者
8	副会長	渋谷 典子	特定非営利活動法人 参画プラネット代表理事 愛知大学 非常勤講師	学識経験者
9	委員	鷺見 欣尚	尾張県民事務所 総務県民課	関係公所
10	委員	棚橋 信夫	花王グループカスタマーマーケティング株式会社 中部地区部長 (一宮市 SDGs サポーター企業)	企業代表
11	会長	日置 雅子	愛知県立大学 名誉教授 特定非営利活動法人ウィル21フォーラム 理事長	学識経験者

(50 音順・敬称略)

3 一宮市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、一宮市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

2 推進会議の会長には市長を、副会長には副市長をもって充てる。

3 委員には、一宮市幹部会議等要綱第3条第1項の規定により幹部会議を構成する者（市長及び前項の副市長を除く。）をもって充てる。

4 会長は、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第4条 推進会議は、必要に応じて、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員に対して出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置き、幹事会は別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 幹事会長は、総合政策部長をもって充てる。

3 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に向けての調査・研究に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策について、関係部課との連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策の調査及び研究に関すること。

4 幹事会は、幹事会長が招集する。

5 幹事会長は、第1項に掲げる職員のほか、必要に応じて関係職員を構成員とすることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(委託)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 10 年 5 月 6 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 18 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

総合政策部	広報課長、政策課長、市民協働課長、危機管理課長
総務部	契約課長、人事課長
市民健康部	市民課長、保険年金課長、健康支援課長
福祉部	福祉総務課長、高年福祉課長、介護保険課長
子ども家庭部	子育て支援課長、子ども家庭相談課長、保育課長、青少年課長
活力創造部	産業振興課長、農業振興課長、図書館管理課長
建築部	住宅政策課長
教育部	学校教育課長、生涯学習課長

4 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)
- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)
- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)
(法律第六十四号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活

躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
二 略

三 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。))、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中

青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条の四)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条―第三十一条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。))が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。))からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。))に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。))により

記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限り、することができる。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。
- 一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
- (退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限り、以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に限り、被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその

他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書

第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければ

ならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して

相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

る。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七法律第六八号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

- 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

- 2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

- 3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

- 2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。」を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)

は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

7 男女共同参画に関する年表

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	一宮市の動き	
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年(目標: 平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部設置 			
国連婦人の10年	1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ILO(国際労働機関)に婦人問題担当室を設置 			
	1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回いちのみや婦人のつどい開催(以降平成23年まで毎年開催)
	1978年 (昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」第1回報告書発表 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛知県地方計画・推進計画'78~'80」に婦人の項目を設ける 	
	1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 			
	1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」—平等、発展、平和—中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 			
	1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」策定 		
	1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> 「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける 	<ul style="list-style-type: none"> 一宮市婦人グループ連絡会発足
	1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」—平等、発展、平和—の成果を検討し、評価するための世界会議のためのエスカップ地域会議(東京) 			
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の10年—平等、発展、平和—ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准 			
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部拡充: 構成を全省庁に拡大、任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催 男女雇用機会均等法施行・国民年金法の一部改正施行 			

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	一宮市の動き
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 婦人問題企画推進本部参与拡充 		
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の改定（高等学校家庭科の男女必須等） 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛知県21世紀計画」に女性部門を位置づける 「あいち女性プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 一宮市地域婦人団体連絡会発足（以前は一宮市地域連合婦人会）
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 			<ul style="list-style-type: none"> 働く婦人の家（ききょう開館内）開館
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第一次改定）」策定 「育児休業法」の公布（施行1992） 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性総合センター基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育審議会「婦人の社会参加について」答申
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 			
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> 「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち農山漁村女性プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「一宮市高齢者保健福祉計画（一宮思いやりライフ21プラン）」策定
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） 		
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 女性問題懇話会設置
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」の改正 「介護保険法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画2000年プラン」策定 	
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> 「愛知2010計画」策定（分野別計画に男女共同参画を位置づけ） 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性行動計画策定に向けて」市長へ答申 「障害者基本計画」策定

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	一宮市の動き
1999年 (平成11年)	・エスキャップ ハイレベル政府間会議（バンコク）	・「男女共同参画社会基本法」制定 ・「改正労働基準法」施行	・「北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進知育会議」を総理府と共催で実施	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催	・「男女共同参画基本計画」策定（12月）		・「いちのみやし男女共同参画計画～男女共同参画社会の形成をめざして～」策定
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置と男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」制定 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定	
2002年 (平成14年)			・愛知県男女共同参画推進条例制定	
2003年 (平成15年)	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約実施状況第4、5回報告審査開催	・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」		
2004年 (平成16年)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（第1次改正）及び同法に基づく基本方針策定	・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定	
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京十・10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク）	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」制定 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	一宮市の動き
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）、「東京閣僚共同コミュニケ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」改定 	
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（ニューデリー）、「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（第2次改正） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第6次一宮市総合計画」に、男女共同参画に関連する施策である『男女それぞれの個性や能力を生かせる環境をつくる』（施策51）を掲げる
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約実施状況第6回報告審査開催 			<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画意識に関する調査」実施 新しい男女共同参画計画について、男女共同参画推進懇話会へ諮問
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次男女共同参画基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 新しい男女共同参画計画について市長へ答申
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UNWomen）」正式発足 		<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次一宮市男女共同参画計画～138ハートフルプラン～」策定
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 財団法人あいち男女共同参画財団から公益財団法人あいち男女共同参画財団に名称変更 	

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	一宮市の動き
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)第3次改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(3次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「市民アンケート(男女共同参画意識に関する調査)」実施
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画室を廃止し、男女共同参画推進課を設置 	
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> 第59回国連婦人の地位委員会/「北京+20」記念会合(ニューヨーク国連本部) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 「第4次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン2020」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次一宮市男女共同参画計画(後期計画)～138ハートフルプラン～策定
2016年 (平成28年)				<ul style="list-style-type: none"> 「第2次一宮市男女共同参画計画(後期計画)～138ハートフルプラン～一部改定
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(4次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「市民アンケート(男女共同参画意識に関する調査)」実施
2019年 (平成31・令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等に関する宣言(G7)」(パリ) 	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法等の一部改正 		<ul style="list-style-type: none"> 「第3次一宮市男女共同参画計画」策定
2020年 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none"> 「第5次男女共同参画基本計画」策定 		
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン2025」策定 	
2022年 (令和4年)		<ul style="list-style-type: none"> 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」制定 		<ul style="list-style-type: none"> 「一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」開始
2023年 (令和5年)	<ul style="list-style-type: none"> 「G7 ジェンダー平等大臣共同声明」(栃木県) 	<ul style="list-style-type: none"> 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 		<ul style="list-style-type: none"> 「市民アンケート(男女共同参画意識に関する調査)」実施

8 用語解説

【あ行】

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

エンパワーメント

力(パワー)をつけることの意。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスのこと。

LGBTQ+

女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)、両性愛者(バイセクシャル)、心と体の性の不一致(トランスジェンダー)、規範的な性のあり方に当てはまらないと認識する人(クィア)・自分の性のあり方を決めていない人、わからない人、あえて決めていない人(クエスチョニング)の頭文字に他にもさまざまな性があることを表す「+」を加えた言葉で、性的少数者全般を表す言葉のひとつ。

【か行】

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

キャリア教育

キャリア(経験)を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。

固定的性別役割分担意識

男性、女性という性別を理由として、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等、男性・女性の役割を固定的に決めること。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

【さ行】

ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー)という。

時差出勤

勤務時間の始業、終業時間をずらす取り組み。

市町村基本計画

DV防止法第2条に基づき、市町村が定める、当該区域内における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する計画。

市町村推進計画

女性活躍推進法第6条に基づき、市町村が定める、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)

2015年9月に国連で採択された、2016年から2030年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女兒のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

「生理の貧困」問題

経済的な理由などから、生理用品を入手することが困難な女性や女の子がいるという問題。女性の健康や尊厳にかかわる重要な課題となっており、国や地方公共団体における取組が広がっている。

【た行】

テレワーク

Tele(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した場所に縛られない柔軟な働き方のこと。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者(事実婚、別居を含む)やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。暴力には殴る蹴るなどの身体的暴力のみならず、大声でどなる、外出や交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為を強要するといった精神的苦痛や経済的抑圧なども含まれる。

【な行】

二次的被害

相談にあたる者や支援を担当する職務関係者の言葉や態度により、被害者にさらなる精神的被害を及ぼしてしまうことをいう。

【は行】

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

性的少数者などのカップルが、パートナーシップの関係にあることを自治体に宣誓する制度。

自治体が独自に導入している制度であるため、性的少数者のほか、事実婚やその家族を含めるなど、対象要件は自治体ごとに異なる。

フレックスタイム

労働者自身が日々の労働時間の長さあるいは労働時間の配置(始業及び終業の時刻)を決定することができる制度。

ファミリー・フレンドリー企業

社員が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組んでいる企業。愛知県ではワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を奨励し、その取組を広く紹介するため、登録制度を設けている。

ポジティブ・アクション

個々の企業において、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんど配置されていない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じているとき、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

【ま行】

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

仕誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうち脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と私生活とのバランスの取れたライフスタイルのこと。そのことにより、労働者には家庭や地域活動などに参加できる機会が与えられ、事業者にとっても生産性の向上、優秀な人材の確保などにつながるとされる。



第4次一宮市男女共同参画計画

2024年3月

発行 一宮市

編集 総合政策部政策課

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

TEL 0586-28-8952

FAX 0586-73-9128

E-mail seisaku@city.ichinomiya.lg.jp